

安政二年「村上家乗」参考資料(令和3・1) 18

◎六月九日

◇平臥(へいが)：横にふすこと。体を横たえて休息、養生すること。

◎六月十日

◇伴三之丞・調子政記

\* 家老宅へ挨拶に来たのは昇進した

からでしょうが、下の資料からは安政

二年にどの役職に就いたかはわかりま

せん(調子政記は文化13年に奥詰次席

となった人物の子供かも)。

◇河瀬喜和馬：家老上田家士。嘉永七年

(一八五四)十一月六日に、横関新兵

衛に代わって用人役となる。元治元年

(一八六四)十二月極人(きわめ)と

改名。

◇永野武八郎：家老東城浅野家足軽。安政六年一月に当用方へ日参、煮方その儘兼

諸買入物御用を命じられるが、文久二年十二月に落ち度があり格式を削られ追込

△ 武八郎は、五月三十日に体調不良の家来平次郎の代理として他三郎葬儀の供を

してもらいましたが、六月五日に平次郎が下宿してしまっただので、ここでも代理

として彦右衛門外出の供として雇われました。

◎六月十一日

◇去申歳：嘉永元年(一八四八)。同年の干支は戊申(つちのえさる)

◇暑気御機嫌伺い

△彦右衛門は毎年三原浅野家と上田家へ暑気見舞いに出かけるのが恒例でした。

○(嘉永元年六月廿三日)「早朝方出、大和様(浅野忠助)・主水様(上田安節)

〔暑気御機嫌伺二罷出、夫々御両家共御向屋敷之内彼是相勤、安達権大夫殿・

▼伴 三之丞……安政3(1856)先手者頭③52A23  
 慶応2(1866)歩行頭③62B17  
 園歩行頭②236A4  
 明治元(1868)新組頭③70B9  
 明治元(1868)使番③70B2  
 園馬廻片岡組③126B3, ②086

調子政記……文化13(1816)奥詰次席③96B3  
 園中小姓片岡組(馬乗加役番外)  
 ②257A14  
 園小姓本多組③129A3, ②094  
 明治元(1868)奥詰③96B11  
 田調騎③143C2, ②31

高橋新一編『芸藩輯要』人名索引

田辺幾衛殿・佐久間藤太夫殿江安問へ行、夫々六丁目田辺木野・水谷初彼是相勤  
四半時頃帰ル、木野二而酒出ル

△ しかしこの年の十二月に「嘉永の大儉令」が発せられ、総自粛生活が始まりま  
す。その事情について『広島市史』第三巻によれば次の通りです。

\* 弘化元年五月十日江戸城本丸が焼失し、幕府は翌年二月十四日に万石以上の大  
名に対してその再建及び調度品費用として、三年間で一万石毎に五〇〇両を納め  
るよう命じました。広島藩の負担額は二万一千三百五両でした。広島藩は財政が窮  
迫していましたが何とか二年間で二万四千両を献納しました。しかし弘化四年十  
一月二十日、江戸霞ヶ関藩邸(藩主の夫人末姫の住館)が全焼し、本館まで延焼  
してしまい、幕府は未納献金七三三五両を免除しました。広島藩では江戸藩邸火  
災の報を聞き、その再建費用を大坂の豪商から借金するか、藩士卒の減祿(給料  
カット)に拠るか内議した結果、藩士の知行を二つ物成とすることに決定しまし  
た(知行一〇〇石取りの藩士の場合、所得は二〇石。この場合年貢が五つであれ  
ば、五〇石は村へ、三〇石が藩へ、二〇石がその藩士へ渡ります)。嘉永元年四月  
九日、藩は当年より「三箇年間格外敷取縮の令」を発し、各役所の経費を半額  
に削減します。民間に対しても端午の幟立ての自粛などを命じ、これを犯す者は  
直ちに召し捕らえ処罰することを触れ出します

△ 現代のコロナ禍においても特別措置法の改正案が閣議決定され、国会へ提出さ  
れました。時短を守らない事業者には過料が課されることになるかもしれません。  
広島藩は藩士を減祿し、幕府から特別拝借金一万両を得て霞ヶ関江戸藩邸を再建  
しました。しかし藩財政はいよいよ火の車です。そこで嘉永元年十二月十八日、  
年寄今中大学が家老浅野大和(後に遠江と改称)を訪問して、大儉の方法につい  
て申し入れをします。このことは「村上家乗」にもあります。

○(嘉永元年十二月十九日)昨日大和様へ御年寄今中大学殿被罷出、御省略御年限  
中年頭暑寒勤を初一切二被相止、年頭砌門前差松計、掛飾等被相止、供連等も元

日計、本駕籠其全者忍駕籠被相用、平日出仕刀指之者一人二而も折々者被出、其外何角格別二省略、客来饗応事等一切被止候趣被申上候由也

\* この年、東城浅野家で支給される年末恒例の「御仕向」(ボーナス)は減額されました。しかし減額されても出るだけでもよかつたのかもしれない。十二月二十四日、東城浅野家では次のような触れが出ます。

○(十二月廿四日)左之通御移檄出ル也

(前略)

「此度御家中一統之振合も有之、年頭・暑寒之勤等被廢候義者全体御不本意之御事二候得共、乍恐御上御振合辱段々深き御様子も有之、右之通二相成候事二候間、御家頼中二おいても愈以御時合相守、万端御家法通無違乱勝手取続、勤事甲斐なく敷可被仕候、ケ様二年頭・暑寒之勤無之ニ付而者一同閑暇之姿二相成、自然心得違、放逸惰弱之氣相生、却而不風儀二移合候様二而ハ甚難濟義二候間其心得有之、畢竟当御時合不得已之義与ハ申ながら、相互二勤事相省、閑暇之春二逢候を幸与して、若キ輩ハ互ニ申値、少ニ而も有隙時者文武之筋心掛有之、女子者幼少与いへとも内輪ニ而女功之道専手掛させ候事尤可然、惣而男女とも狼二近隣へ打寄、夜話雑談等不風儀之参合堅有之間敷、右等之趣者家内小兒之輩江厚可被相示候、当時世上可有事ニ無之候へとも、たとへハ宝引類・かるた其外何によらず、仮ニも賭之諸勝負ハ申ニ不及、往来ニ而だいくこかし等之義も一切可為無用、諸被抱内住居之面々、家内婦女子之輩門前ニたゝすみ、外向出あるき候義者決而無之様先年以来御沙汰有之義ニ候処、中ニ者心得違、大分成長ニ及候女子子狼狽に門外ニ出遊ひ、或者諸使等致させ候輩も有之哉ニ相聞、格式も有之身分甚不埒之至ニ候、ケ様之御場合愈以風儀正敷可仕義肝要之事ニ候間、自今心得違之輩者吃可被及御沙汰候条、此段厚申聞置候様被仰出候

(中略)

一年頭掛飾等一切相止、御門外差松計ニ相成候間、御家頼中も屋敷門外差松限、

御多門者輪飾計ニ可被仕候事

一御並様方御五年頭御礼勤初追々御取捨可被遊、其外年頭御礼勤を初、御勤事御用捨被遊候、御使者・御使等も御両家様之外一切不被遣候事

但本文之通ニ而御家中之衆も都而御礼勤相止筈ニ候間、御家来中二おいても

同様可被相心得、尤格別之近親追而見舞ニ罷越候義者不苦候事

一御家中来年頭方供連等作略有之趣相聞候間、御家来中二おいても弥以其心得有之可然候

一御家中歳暮并五節句、暑寒之勤一切相止候趣ニ候間、御家来中二おいても其心得可有之候

一水火出張供連減候趣ニ候事

一火事見舞之勤使等之義、極近隣之外相止候事

一音信贈答、客来饗応之筋愈以堅用捨之事

\* この厳しい「嘉永の大飢令」が緩和されたのは六年後の安政元年十二月です。藩政を掌握していた今中大学一派が罷免されたこと、十一月に発生した安政南海大地震の被災が契機になったと思われる。震災による経済的・精神的な打撃だけでなく、数年間にわたる交際制限により傷ついた人間関係や、心身回復が目的だったのではないだろうか。現在のコロナ禍のもとで、私たちは会食や遊興を制限されてストレスが溜まっています。が、礼節を重んじる武士にとつて、日常行う行事や交際を制限されることは大変なストレスだったと思います。

◎六月十三日

◇睨々(しかじか)：△「睨々」は辞書にない。「然々」(しかじか)は、「言外に自明な物事をさし示している意を表す。かくかく。かようかように。こういうように。」という意。一方「睨と」(しかと)は、「はつきりしている。確かである。いかげんでない。十分に」の意(小学館『日本国語大辞典』)。ここは平次郎の病気がまだよくない様子という意味なので、「睨と」を反復して強調する表現か？  
◇下番(かばん)：勤務を終えて引き下がること。また、引き下がって休養している期間のこと。非番。(小学館『日本国語大辞典』)

◎六月十四日

◇日盛(ひざかり)：日中の日の盛んに照り付ける頃。多く夏の午後にいう。(同)

\* 住吉社の由緒は享保十八年ですが、住吉祭が始まったのは寛政十一年からです。現在の住吉祭の様子は次の通りです。最後に「二日間で二十万人の人数がある。」とありますが、最近は少し元気がないようです。

◇潑尾魚(はつびぎよ)：「イナ」、ぼらの別名(インターネット百科事典「コト

バンク)

◇住吉祭

大正時代はもちろんだが、昭和に入ってからも多くの人々に親しまれた三大祭といえは、旧暦五月五日祭行事が旧暦に従う習俗は、敗戦後は新暦の、それもなるべく土曜・日曜を利用する新形式にきりかえられた。以下同様

十五日の水主町住吉祭、旧暦十月二十日の胡町の胡祭であるが、日華事変の進展に伴いしだいに昔時のおもかげを失いはじめ、太平洋戦争突入の翌年からは社殿内で行事が行われる程度に変わった。宮島管絃祭と日を同じくして催された京橋川(あるいはおとんせ。いずれも原爆にあい潰滅したが、敗戦後、とうか、山円隆寺は二十六年に、住吉神社は二十七年に、胡神社は二十六年にそれぞれ、それまでのバラツク建てから正式の造営に復活した。とうか、祭に浴衣を着はじめるという言い伝えは、口々に世代から世代へと伝承されて今もなお生きている。敗戦後復活した胡祭も、もともと市の神の祭日であるからではあるが、昭和に入ってから百貨店進出に対抗する商店街祭としてくりひろげられる趣が強くなっていた。

『新修広島市史』第四巻 文化風俗史編

\* 住吉祭は大正昭和の広島三大祭の一つです。

「胡祭」と「住吉祭」は江戸時代からありました。が、「とうかささん」祭が市民に認知されるようになったのは大正昭和のことです。

住吉神社

中区住吉町五一〇  
(広島電鉄、加古町下車、西南五〇米)

祭神 表筒男命、中筒男命、底筒男命、(相殿神) 大國主神、事代主神  
例祭 六月十四・十五日(旧暦)  
本殿 一間社流造(二坪) 昭和二十七年再建  
付属社殿 拝殿(二〇坪)、社務所(三五坪)  
境内地 四三〇坪

『広島県神社誌』(一九九四年、広島県神社庁)

由緒 享保十八年(一七三三)、住吉二神と相殿二神を勧請したのに始まる。その後、元文三年(一七三八)船府一統の守護神となって社殿、境内が拡張され、水主等の信仰を集めた。寛政十年(一七九八)水主町に大火があったが、その火は当社で鎮火し、時の人々は神威の偉大さに驚いた。社殿が運によって汚れたとして翌十一年六月、現在の地に遷座し、この日をもって夏の例大祭日とした。宝暦年間(一七五一-一六四)頃より空鞆稲生神社の摂社であったが、後に独立した崇敬社となった。昭和二十一年より水主町(現、加古町)、古島の氏神社として現在に至る。

特殊神事 「広島管絃祭」例祭日に履行。  
氏司 森脇宗彦  
宮司 子五、〇〇〇戸  
責任役員 朝田耕一、浜崎五郎一

夏祭

神社の例祭は、旧の六月十四日、十五日の二日間で、いろいろな行事があるが、中でも初日に本川で行われる御座船の巡幸は勇壮で、「すみよしさん」の愛称で呼ばれ、「とうかささん」「えべっさん」と共に、広島市内の三大祭となっている。

当日、御神体を遷した御座船は元安川の明治橋のそばを出発し、約一キロ上流の空鞆神社前まで漕ぎのぼり、そこでUターンして平和記念公園の西側の本川をくだって、住吉神社へ還御される。特に空鞆神社前までさかのぼるのは、昔住吉神社が空鞆神社の摂社であった関係からきている。

この御座船を引くことを漕伝馬といい、それを漕ぐのは氏子の中の元気のよい青年たち十四人である。漕伝馬には、そのほかに「おもて」と呼ばれる水先案内、音頭取り、太鼓打ちに笛吹き、采振りなどが乗り込む。中でも采振りは十六才の男の兒がとめるが、軸に握えた大樽にさがり、色鮮やかな長襦袢姿で、五色の御幣を振って調子をとるのである。

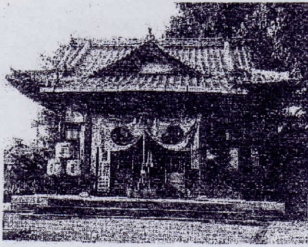
夏祭の間は、神社を圍んで約二百軒の夜店が並び、夕涼みがてらの参拝客で賑わう。二日間で二十万人の人数があるといわれている。

真下三郎『広島県の祭り』(溪水社)

\* 村上家では、住吉社がある水主町に親戚の桑原家があるため、彦右衛門(角人)は子供時代に、祖母や父彦右衛門に連れられ、弟の万之進と一緒に住吉祭によく行っていたようです。「夏祭」に出てくる漕伝馬の記述はありませんが、毎年見世物がたくさん出て賑やかだった様子が伝わります。ご法度だった辻踊りや辻相撲も行われた年もあるようです。

○(文化十年六月十八日頭書 去十五日水主町住吉社祭礼殊外賑々敷、観物(ミセモノ) 沢山三候間)一、観セ物御年始メ

○(文化十四年六月廿一日)夜桑原氏ヲ訪、昨今住吉社御祭りニ而観物色々有之、殊外賑力也



○(文政八年六月十五日) 夜角人ヲ伴ひ水主町住吉社へ参ル、今年之観せ物も至而少し、桑原へ寄候処皆留守也

○(文政十二年六月十五日) 祖母君桑原吉郎次へ御出、万之進も参ル、夕予并角人も参ル、住吉祭不相交見せ物有之、賑し

○(文政十三年六月十五日) 夜岩崎常介同伴にて桑原吉郎二へ参ル、兼而噂も有之、預饗、住吉祭祭礼観せ物不相交有之、夕より雨にて人出無之、淋敷方也

○(天保三年六月十四日) 水主町住吉祭、岩崎常介妻今晚参候付万之進を伴ひ参ル、角人も見せ物を見二参り、桑原へ寄、万之進を伴ひ帰ル也

○(天保五年六月十五日) 水主町住吉祭二付、夕方角人・万之進参ル、桑原吉郎二・陶山弥三右衛門へ寄預饗候よし、見せ物不相交賑敷有之由、陶山へ者森岡皆々参候由

○(天保七年六月十五日) 夕角人・宮崎喜平次父子二被誘桑原へ参ル、住吉祭り観せ物不相交隔町二有之、橋落渡し舟故人出者例程無之由也

○(天保十二年六月十五日) 岩崎常介入来、今夕水主町住吉祭二付桑原へ皆々参候様伝言有之義申ス、角人行、恒も遣ス、段々饗有之由

○(天保十四年六月十五日) 夕住吉祭二付桑原へ行、段々馳走有之、原要人殿云恒二も来候様申越、已に可参之処、午前雨降出候付休る也、岩崎家内不残行也、当年者見せ物者勿論、辻躍・辻角力等も一切無之様二而不景気なれ共、参詣者多き様子也

○(弘化元年六月十五日) 桑原吉郎二万今日住吉祭礼二付、何れも来候様伝言いたし越、恒岩崎之子二被誘行、深更帰し、彼是馳走二成候之由

○(安政二年六月十五日頭書)「幾三郎住吉祭二付水主町へ夕方行、桑原江寄、暮過二帰ル、同方二而暫遊饗二遇候由、与蔵付ケ遣ス也

◎六月十六日

◇貞善童子：正しくは貞善童女。彦右衛門の父星右衛門と実母阿重の娘で、彦右衛門の妹お順。文政三年(一八二〇)三月九日生、同年六月十六日死去。

▼十七日、夜殿島の海上にて船管弦あり、此管弦船の御供船として廣島町よりあまたの船を出す、船鎗のきよなる事ことハにのへかたく、暮職見送りの類さまから錦を用う、

十六日夜笛にてはやし立、川へ出る、船の鎗ハ祇園會の山鉾にならひ、笛ののはやしハ祇園はやしを學ぶ、いはゆる一大壯觀なりけり、

十七日夜かの船管弦の頃とおほしきに、この川に出た汐を汲、是を管弦汐と唱へ家にもち歸りて人へいたく、

十八日、朝御供船もとの川へに歸る、船鎗はやし十六日夜の如し、「知新集」一 風俗(『新修広島市史』

第六卷、資料編その一)

\* 「御供船」は厳島神社の管弦祭に伴う行事なので、広島「祭り」とは言えませんが、広島の中行事のなかでも最大の人出がありました。現在は多数の橋が架かり、東照宮「通り御祭礼」のように復活は困難ですが、昭和初期までは続けられていたようです。「がんす横丁」は被爆前の広島を綴った著作です。

▼京橋川の御供船 宮島の管絃祭に因連して、広島島の御供船風景は決して忘れられない豪華な行事であった。御供船を「おとんぶね」と読む広島最大の祭りは、東部では京橋川、西部では本川がその水上舞台にされていた。

天保十三年刊(一八四二年)の「芸州厳島図繪」には、「御供船川口を出る図」「六月十七夜管絃の御船地御前より遊幸の図」「同夜海上光景」「紫雲山誓願寺の管絃」と宮島の管絃祭について、そのかみの盛況さが克明に描かれている。また、明治十五年十月刊の「広島諸商仕入買物案内記並に名所志ら遍」にも、管絃祭の前奏曲ともいわれる京橋川の御供船風景が刻まれている。ケンランたるおとんぶねが三艘とも、はなやかに飾りたてられて、橋上、水上ともに人の波に埋められた光景が描かれている。

筆者は、京橋川に二艘の御供船が浮かんで

◇御供船：広島城下の各町は、

六月十六日の厳島社管弦祭に、美麗な船飾りを施した御供船を出して参加した。御供船は広島

島の川々から厳島へ向けて出

発し、十八日に帰着した。最盛

期の寛政七年(一七九五)には

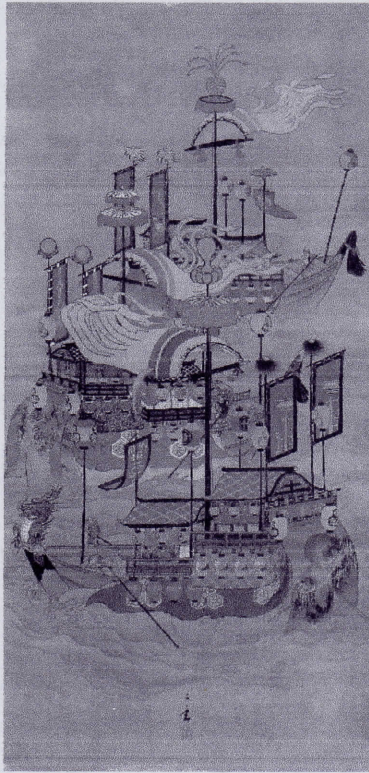
九〇余艘の御供船が出て、「兩岸又橋上見物之男女如雲上」であつた。その後、規制により船数は減少した。

いたことや、明神浜で玉取祭があつたのを覚えていたが、その記憶をたどる前に、同じこの御供船に思いをはせた詩人原民喜氏が、昭和二十五年十二月七日付中国新聞紙上によせた「広島島の牧歌」の一部を引用したい。

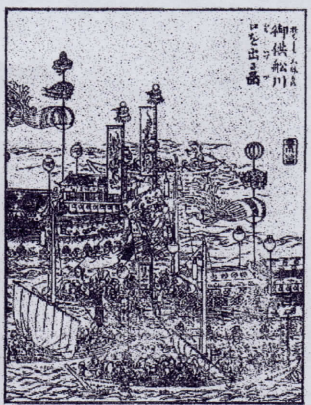
「昔、管絃祭の夜には京橋の明神の浜に、おとんぶね船がやって来た。橋の上にはぞろぞろと人がひしめきあつて、船の上で行なわれる十二神祇を見ている。かがり火が水に映り、衣裳の金糸銀糸が火に照らされて、それを見ていると子供の私には、これはまるで夢幻の世界であつた」

御供船を「おとんぶね船」とよんだ、そして広島をこよなく愛した思い出の一文である。

薄田太郎『がんす横丁』(一九七三年、たくみ出版)



二玄筆「塚本町御供船之図」(部分)  
 (『図説広島市史』裏カバー)



「芸州敵島図会」巻5 (『宮島町史』資料編 地誌・紀行)

\* 『がんす横丁』にもあった『芸州敵島図会』の挿絵が右の2枚(六月十六夜広島川口の図「御供船川口を出る図」)です。モノクロの絵では華麗さが伝わらないので、カラーの図も付け加えておきます

◎六月十七日

◇御裏敵島社：東城浅野家上屋敷の屋敷神。敵島社のほか天満宮・稲荷社・熊野社があった。敵島社の祭礼は旧暦六月十七日。

○(明治二年三月六日)「右御祭事相済後、御奥御鎮守天満宮・御裏御鎮守稲荷大明神・敵島大明神・熊野大神、唯一神道を以御勧請替二相成也、

◇本直し(ほんなおし)：味酴のもろみに焼酎やアルコールを加えて製した甘い酒。なおし味酴。なおし。(小学館『日本国語大辞典』)

◇毒母(じよくぼ)：とりあげば。産婆。(諸橋轍次『大漢和辞典』)

◎六月十八日

◇奴可郡宇山村禅仏寺

一真宗禅仏寺  
 京都西本願寺派奥門跡末  
 本尊阿弥陀如来 開山 順古(元和年中 当住 明道)

山号 菟水山 本堂

庫裡 鐘樓門

釣鐘 銘文略之

享保八癸卯月三日 願主 源住 歌 準 空

名号志福 本山九代実如上人筆  
 此名号 往昔当郡 西城町 中山寺(今 蓮照寺持来り、其節大佐村何某と申者女房毎朝中山寺へ参けるニ、夫ト何某是を密夫有と思ひ、西城町藤下り

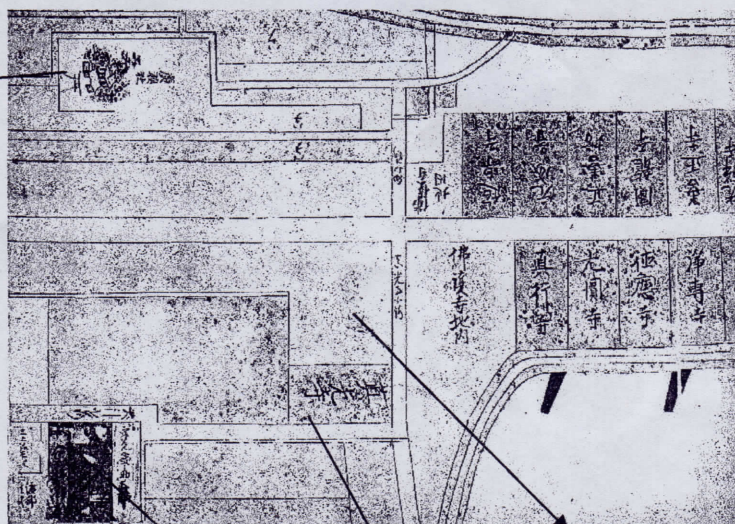
と申所ニ而待受、帰ける女房を及難害、我家ニ帰り見れば女房無難ニ而帰り居、奇異之思をなし、夫ト中山寺へ参り見れば、無勿体も南無之無之字

が血流れ、依之切懸ケ之名号と唱、為立物、依所縁、禅仏寺開山順古護しを受、代々持来り候義ニ御座候

「奴可郡宇山村国郡志御用二付下調査出帳」(『東城町史』)

◎六月廿一日

◇御物数奇事：好み。趣味。普通と違つた物事を好むこと。骨董趣味など。



◇空鞘真光寺小路：現在は城南通り。

◎六月十九日



「慈君近处(きんじよ) 何かとの御挨拶にお出で成らる。

○十五日、丙午、晴れ。暑軽し。風有り。「朝言術へ出る。「例時出

勤 九つ時過ぎ退く。「六丁目様昨夕より川下へお獵にお出で成られ候由にて、お獵

之瀧尾魚(はつびぎよ) 五頭拝領仰せ付けらる也。「今日初めて釣之進殿へ

お見え仕る也。「松本良伯・堀屋精一郎・伊藤徳之助入来の由。

【頭書】十五日、「幾三郎住居祭に付き水主町(かこまち) へ夕より行く。桑原へ寄り、暮れ過ぎに帰  
る。同方にて暫く遊ぶ。饗に逢い候由。与蔵付け遣わす也。／「例年の通り付け足輕負お貸し米頂戴仕  
る。米価諸郡米石九十三石の由也。

○十六日、丁未、曇り、夕より雨快降。「早朝妙慶院へ

参る。西向寺へも貞善皇子(童女か) 祥月(じょうつき) に付き幸と(そつと) 参る。「小倉後室病  
を

85 頁

訪ねる。とかく眩々これ無く 氣遣い候由也。「御乗馬へ出る。「例時出勤 九つ時

前退く。「永井仲之介・大崎和二郎・高木唯一入来の由。「喜久蔵来たり、

腹背灸治いたしてくれる。粉薬をも恵み候答也。「慈君も見合わせも

らい成られ候处、いまだ余熱大分これ有り。薬を恵むべしと申す也。「夜雨快

降。涼甚し。「昨年の通り今日お供船(おともんぶね) は御用船のみにて、飾りも当所にては致さず候由  
也。

○十七日、戊申、曇時々雨。涼甚し。「お巖殿島社御祭礼

済み、御供物頂戴仰せつけらる也。「家小安産七夜の祝い延引に相成り

居り候に付き、今日内祝いたす。尤も当時の義、且つ小兒も育たず候故、一緒内

へも案内は致さず、真(まこと) の其の節格別世話に成り候方角計り左の通り

招く。尤も森岡弟婦・辻お梅は暑さの御故態(わざ) と招かず、其の代りに万之進・

清人を呼ぶ。長老室も此の節お奥へ出居り、差問えに付き、喜三太を名代に

呼ぶ。石井後室は不快にて来られず候故、酒肴・膳具を贈る也。尊母へは

今朝祝義持たせ遣わす。今夕は来ず。差し問えともこれ有る歟。松本良伯へは

本直し酒一陶贈る也。

石井後室 長老室 森岡弟婦 辻お梅 尊母

86 頁

田中栄作夫婦 同実五郎

【頭書】十七日／「葎母へ祝義／一銀八匁 樽代／一同式匁 肴料／ 其の外心付け左の通り／一銀四匁 柴作妻／一同壹匁 実五郎／一同五分 平次郎／一同壹匁 とめ／一同式分 与藏／ 膳酒肴／ 鱈うりうを／ 汁 蛤／ 赤小豆飯／平鉢 蛸魚 さし身／八寸 冬瓜 焼薄餅／井 白芋羹 いら子／ 以上

○十八日、己酉、晴れ又曇り。蒸意あり。「朝養読所会読

に付き出勤 夫れより出任 九時頃退く。「菅馬之進入来の由。「夕炮術稽古に出る。「極夕西向寺入来、謁をえわれ候に付き謁す。奴可郡

宇山村禪仏寺東城町へ移住の志願これ有り。公辺は去

冬免許もこれ有り候処、此のお方様の処相認さる趣にて甚だ当

惑罷り在られ候由にて、内々頼みの趣これ有り。予は一円承知も致さざる儀

に付き其の趣を置置く。尤も西向寺内話の趣にては、只今迄に東城表

より申し来たらざる義はこれ無き筈に候らえども、いかがの義か。不審の事共（ことども）也。

「夜雷鳴る。雨降甚し。蒸気強し。

○十九日、庚戌、晴又曇り。蒸暑。「朝射場へ出る。「例時

出勤 九時頃退く。「丹羽庄司歎びの返礼入来の由也。「森岡

万之進此の間の礼に来たる。其の節頼み置き候白鷺の義、空頼真光寺小

路山泉屋清藏と申す者方へ明朝取りに遣わし候様にと申し置き候由也。

○廿日、辛亥、曇り。蒸す。午後風有り。涼し。夕晴れ。「早朝河瀬

87頁

喜和馬御用向きにて来たり、謁す。「御乗馬へ出る。「午よりお弓お相手の為め罷り出。

極夕相済む。百射遊ばされ候也。「渡辺雅登お下屋敷へ罷り出で候に付き

家来借借致し度き由に付き、立用申す也。「永野武八郎へ義純童子墓

文字彫り入れ申し付けの義頼み置き候也。「野崎千之助入来の由。

○廿一日、壬子、晴れ。炎暑。「朝宮術稽古に出る。「例時出勤

九つ時過ぎ退く。「上野彦三郎入来の由。「平次郎不快々方の由にて、夜

戻り来る。「今夕松本良伯入来。家小・戀三郎共弥々宜しき由申す也。

【頭書】廿一日／「殿様お石物・お上り物・お物数寄事等御作略筋、尚又お直書を以て仰せ出たされ候由にて、お書付けの写し昨日大お目付衆主水様へ御持参これ有り候由也。

○九日、庚子、晴、朝曇、嚴暑、「朝御内密禱占」

付御馬場へ出、相済出勤、九半時退、「良伯来診」夕

御弓御相手二出、慈君今日暑々御熱氣有之、御平臥也

○十日、辛丑、晴、炎威強、夕雨はらつく、「朝御乘馬江

出、「例時出勤、九時過退、伴三之丞殿、調子政記殿御立入

始而罷出候二付出而謁入、後刻而家共為挨拶宅江被来也、

「夕御用向有之、榎山河瀬喜和馬江行、謁入、永野武八郎

供二参くれる、武八郎義今日暑終日来、米搗・菜園守護等致

くれる也、「江清人・森岡万之進・大崎和二郎・長束吉之進来

○十一日、壬寅、晴、暑甚、夜日雨、雷鳴、快雨也、

「朝遠江様、主水様江暑氣御機嫌伺として罷出、去、去申

感以来不罷出、春秋両度時候御機嫌窺亨して罷出来候所、

当年も復旧也、尤世上者年頭・五節句之勤而二而、暑寒者

いまた不始候得共、御両家様之処計遠江様衆之意

二而相始候也、夫も妙慶院へ参、六丁目御館へ罷出、森岡・木野・

水谷へ返礼三行、坪内久米之助・野崎千之助を訪帰、木野二而酒飯

出、夕炮術稽古二出

○十二日、癸卯、晴、嚴暑、朝涼、「朝弓術へ出、「例時出

勤、九時過退、「夕御弓へ罷出、「夜三宅室来語

○十三日、甲辰、晴、暑威、朝涼、「朝素説所講釈へ

出席、相済出勤、九時過退、「平次郎不快、今以眩々無之

様子二付、下番弥三男辱を当分履、今朝も来也、

十七歳之由也、「義純童子二七日二付妙慶院江与藏為参也、

「夕御馬場二而打捲之稽古被仰付、出、借馬三乘来り、

御馬共々四奉也

○十四日、乙巳、晴、暑甚、「白鳥辺へ慈君御病中以来

之返礼二朝も参、出掛西向寺へ去月度々参詣候二付参、

辻二而酒飯出、日盛を避帰、留守中吉田藤馬入来之由

「慈君近如何角之御挨拶二御出被成

○十五日、丙午、晴、暑威、有風、「朝弓術江出、「例時出

勤、九時過退、「六丁目様昨夕も川下江御獵二御出被成候由二而、御獵

之發尾魚五頭拝領被仰付也、「今日初而帆之進殿江

御冒仕仕也、「松本良伯・堀尾精一郎・伊藤徳之助入来之由

○十六日、丁未、曇、夕より雨快降、「早朝妙慶院へ

参、西向寺江も貞蓋童子祥月二付卒参、「小倉後室病を

を訪、兎角眩々無之、氣遣候由也、「御乘馬江出、「例時出勤、九時

十五日  
「幾三郎住吉祭  
二付水主町へ夕行  
桑原江寄、暮過二  
帰、同方三而暫遊  
饗二逢候由、与藏  
付分遣也

「例年之通附足

輕夏御貸米頂

戴仕、米価諸郡

米石九十三石之由也

十七日

「葎母江祝義

一銀八匁 樽代

一同式匁 肴料

其外心付左之通

一銀四匁 柴作妻

一同壹匁 美五郎

一同五分 平次郎

一同壹匁 とめ

一同式分 与藏

膳酒肴

繪うり

汁 蛤

赤小豆飯

平鉢 蛸魚  
さし身

八寸 冬瓜  
焼薄餅

井 皇墓  
いり子

以上

廿一日

「殿様 御召物・御

上り物・御物数奇

事等御作略筋

尚又御直書

を以被仰出

候由二而 御書付

之写、昨日大御目

付衆主水様へ

御持参有之候由也

前退、「永井仲之介・大崎和二郎・高木唯一 入来之由、「葎久藏来、

腹背灸治いたしてくれる、粉薬をも惠候者也、「葎君も見合御も

らい被成候処、いまた余熱大分有之、薬を可惠申也、「夜雨快

降、涼甚、「昨年之通今日御供船着御用船耳二而、飾も当所二而暮来致候由也

○十七日、戊申、曇時々雨、涼甚、「御舅殿島社御祭礼

済、御供物頂戴被仰付也、「家小安産七夜之祝延引二相成

居候二付、今日内祝いたす、尤當時之義、且小兒も不育候故、一緒内

江も案内者不致、真之其節格別世話二成候方角計左之通

招、尤森岡弟婦、辻お梅者暑之御故能申不招、其代二万之進、

清人を呼、長老室も此節御奥へ出居、差間二付、葎三太を名代二

呼、石井後室其不快二而不被来候故、酒肴・膳具を贈る也、葎母へ者

今朝祝義為持遣ス、今夕者不来、差間とも有之歟、松本良伯江者

本直酒一匁贈る也

石井後室 長老室 森岡弟婦 辻お梅 葎母

田中柴作夫婦 同美五郎

○十八日、己酉、晴又曇、蒸意あり、「朝素読所会読

二付出勤、夫方出仕、九時頃退、「菅馬之進入来之由、「夕炮

術稽古二出ル、「極夕西向寺入来、調を被乞候二付調ス、奴可郡

宇山村神仏寺東城町江移住之志願有之、公切着去

冬免許も有之候処、此御方様之処不相調趣二而甚当

惑被罷在候由二而、内々頼之趣有之、予者一巴承知も不致儀

二付其趣答置、尤西向寺内話之趣二而者、只今迄二東城表

より不申来義者無之筈二候得共、いかゞ之義敵不審之事共也、

「夜雷鳴、雨降甚、蒸気強

○十九日、庚戌、晴又曇、蒸暑、「朝射場江出、「例時

出勤、九時頃退、「丹羽庄司歎之返礼入来之由也、「森岡

万之進此間之礼二来、其節頼置候白鷺之義、空朝真光寺小

路山県屋漬蔵与申者方江明朝取二遣候様二与申置候由也

○廿日、辛亥、曇、蒸、午後有風、涼、夕晴、「早朝河瀬

葎和馬御用向二而来、調ス、「御葉馬江出、「午方為御弓御相手罷出、

極夕相済、百射被遊候也、「渡辺雅登御下屋敷へ罷出候二付

家来借用致度由二付、立用申也、「永野武八郎へ義純童子墓

文字彫入申付之義頼置候也、「野崎千之助入来之由

○廿一日、壬子、晴、炎暑、「朝弓術稽古二出、「例時出勤

九時過退、「上野彦三郎入来之由、「平次郎不快々方之由二而、夜

戻り来、「今夕松本良伯入来、家小・幾三郎共弥耳敷由申也

謹んで新年のお慶びを  
モ〜丑 あげます



リモ〜ト学習

がんばるんだ<sup>モ</sup>モ〜<sup>中山牧場</sup>

今年モ〜よろしくお願ひ致します。  
しつこい

一、先月の活字読みの確認点

五月卅日 14 行目 『国蔵杯世話いたし』傍線部は「等」

同日同行 『井二供』も参くれる』傍線部に「三」ヌケ

六月三日 2 行目 『松垣権次郎』星野』傍線部は「捨」「こ」

六月五日 10 行目 『先達以来不快』鬼角』傍線部に「」ヌケ

六月五日 11 行目 『下宿を頼候故』傍線部は「願」

以上解説文の訂正を忘れていました。

読み下しは全て直っています。

二、指摘・意見・質問・他  
参考資料がこと細かで、付け足すことはありません。

① 五月卅日の後ろから三行目『切紙知せ』

切り紙（世界大百科事典）

古文書学上の用語。ふつうの文書の大きさの料紙を縦紙（たてがみ）といい、それを縦横適当に切ったのが切紙である。正式な文書は、かならず縦紙に認めるが、簡単な私的なものには、はやくから切紙が用いられており、正倉院文書にもその例をみる。段銭・棟別銭の配符、年貢の請取など一度に多数発給される場合にも切紙が用いられる。戦国時代になり、従来の文書発給の体系がくずれるとともに、いろいろな形の切紙が用いられた。切紙のうちには、とくに小切紙と称せられて、ふつうの料紙の二〜三割程度の大きさのものがある。

つまり「切紙知せ」は、私的で略式な届け？でしょうか。

先生の回答

もちろん彦右衛門が同僚や上役へ送ろうとした切紙は縦紙に比べると略式です。ただ、切紙は私的だけでなく、公的文書（広島藩の公用文書など）でも使われるので、気になりました。

当館で開架している『図録古文書の基礎知識』の中に図解してあったので、添付しておきます。（別紙添付します。）

\*\*\*\*\* 萬津箱 \* 付録\*\*\*\*\* 読んでみて下さい。\*\*\*\*\*

裏面は真田伊豆守宛年賀返礼状と思われるのですが、出所は違うのに粗同文です。今で言う「季節の挨拶文例集」の様なものがあったのでしょうか。

又、字体を見ると、太さは違いますが崩し方などはそっくりです。それぞれの藩の祐筆によるもので、御家流の典型でしょう。

（明治以降、文字が「唐様」に統一され、以前の文字が読めなくなった。）

（切紙（奉書紙？）に書かれています。書状は自他の格、文書の内容で紙の質及び縦・折・切紙の形状が大体きまっていたようです。）

三九... 漢... 漢...

漢... 漢...

公... 公...

大... 大...

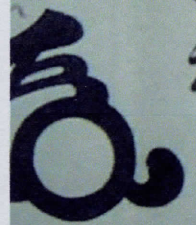
年... 年...

如... 如...

乃... 乃...

平... 平...

大和...



三九... 漢... 漢...

漢... 漢...

公... 公...

大... 大...

年... 年...

相... 相...

如... 如...

漢... 漢...

增... 增...

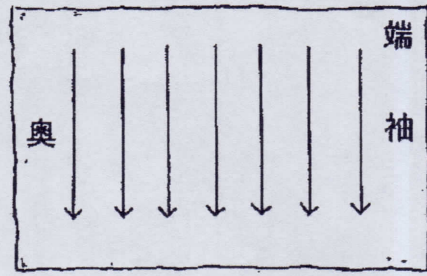
Small vertical text on the left margin of the second page.

Small vertical text on the left margin of the second page.

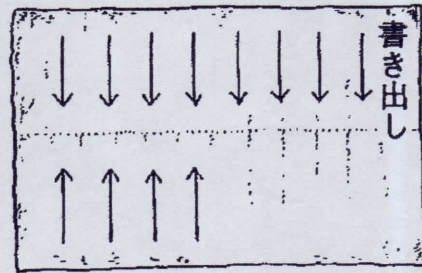
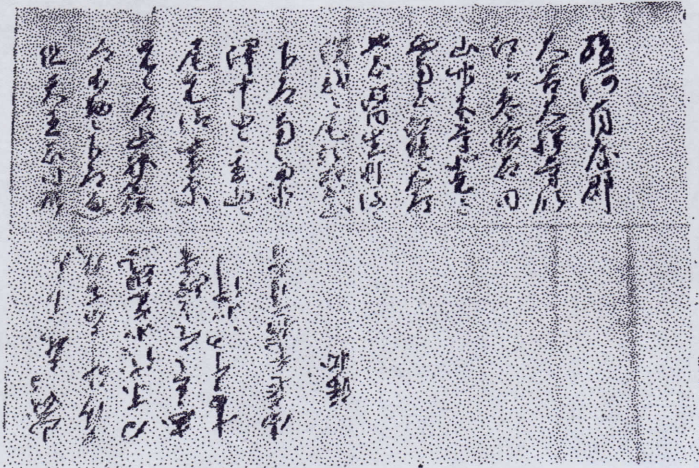
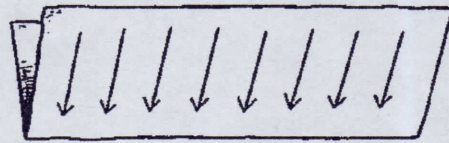


# 文書の料紙

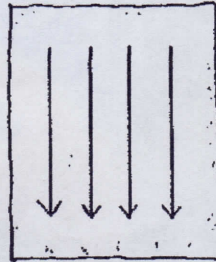
**縦紙** 料紙の全紙を横長に置いて用いる。右側を袖、袖の右端を端、左側を奥と呼ぶ。端裏書、袖印、袖書…などは、いずれもその位置からきた名称である。



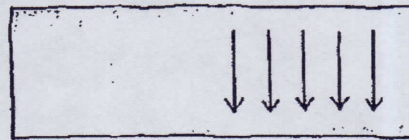
**折紙** 全紙を横に二つに折って用いる。略式の使い方。



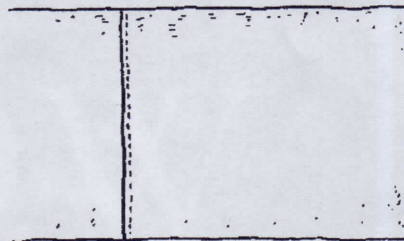
**縦切紙** 全紙を縦に二等分。あるいは必要な幅に切ったもの。



**横切紙** 全紙を横に二等分したもの。



**小切紙** 料紙を必要な大きさに小さく切ったもの。



**継紙** 料紙を貼り継ぐもの。継ぐ場合、右側の料紙が上になるのが一般的な継ぎ方。逆の場合を起請継ぎという。起請文の継ぎ方からきた名称である。

一般的な継ぎ方

起請継ぎ

安政二年「村上家乗」参考資料(令和3・2) 19

◎六月廿三日

◎問安(もんあん) … 尊長の人の安否を問う。『大漢和辞典』(大修館書店)

◎六月廿四日

◇ゆかしい(床・懐) … ゆかし(動詞「ゆく」の形容詞化。心ひかれ、そこに行きたいと思う意。「床」「懐」はあて字) ①それに心がひかれ、実際に自分で接してみたいという気持ちを表わす。②どんな様子か見たい。行つて、それを見たい。また、心ひかれてる人に、会いたい。③何であるか知りた。誰であるか知りた。④どんな様子や状態か知りた。⑤… ⑥なつかしい。恋しい。慕わしい。⑦情趣や気品、優美さなどがあつて何となく心がひかれる。上品で深みがある。… (語源説) (8) イフカシ(不審)の約(言元梯)

\* ここは最後の語源説にある「イフカシ」(不審)が約まつて「ゆかし」となつたのでは?

◇斎藤七太郎 『日本国語大辞典』(小学館)

\* 下の『芸藩輯要』によると、斎藤七太郎の先祖は大河ドラマ『麒麟がくる』では少ししか出番がありませんでしたが、明智光秀家臣である斎藤利三(春日局の父)の次男ということ(事実関係は不明)。

◇広島藩の砲術

▼砲術 広島藩の砲術には奥家の自由齋流と井上家の外記流があつた。このほか佐々木流(佐々木家)・星山流(本山家)などもあつたが、幕末まで続いたのは奥・井上・佐々木の三家であつた。

奥家では近世中期以降、奥謀明・白龍父子が有名である。謀明(二七三―一八三、諱は猛雅、弥兵衛と称す)は一六歳にして騎銃二〇丁を造り、二〇歳で家職を継ぎ歩行頭まで昇進した。鳥銃の技に長じ、老年に至るまで火薬製造を業とした。寛政四年(一七九二)には地車台を製作して発砲訓練をしている。彼はまた一貫流の狼烟(火矢)の師家でもあつた。白龍(二七〇―一八三、諱は清雅、一学と称す)も父の後を継いで銃師となり、歩行頭に昇進して三〇〇石を与えられた。その子孫は典雅(二七五―一八六、弥三兵衛と称す)、白水(二八二―一八六、名は邦雅、弥右衛門と称す)と続き幕末期に至つた。白龍の弟と思われる奥養浩(二七六―一八四、諱は正義、平太と称す)も鳥銃をよくし騎馬筒に拔擢され、のち武具奉行・郡廻りとなつた。白水は少壮の頃より洋式の砲術でなければ即今の軍用に役立たないとして、岩国の有坂淳蔵や幕臣の下曾根金三郎について高島流の銃砲射撃および編隊操練を学び、帰国後門人に教えた。

『広島県史』近世2

\* 幕末まで続いた代表的な広島藩の砲術家は奥家(自由齋流)と井上家(外記流)です。この両者の対立については別の機会にします。斎藤七太郎は恐らく奥弥右衛門邦雅(白水)の弟子と思われま。奥邦雅の名前は次頁の系統図にも出ています。なお、東城浅野家の砲術家、吉本恒之丞は外記流です。

齋藤彦兵衛忠誠

現主 齋藤 稷二

姓は藤原氏鎮守府將軍利仁五代の後胤帯刀爲時の三男從五位下越前權之介爲頼宣旨を蒙りて北陸道七ヶ國の押領使たり其の曾孫基重の二男勘解由判官基成の末葉齋藤持是院妙椿といふ者美濃國稻葉山の城主たり嗣なく京都の人松浪庄九郎(長井太郎左衛門とも)妙椿の家名を相續して齋藤山城守利政と稱す(後剃髮して道三といふ)織田信長の男たり其の嫡子治郎太輔義龍は信長のために没落し其の從弟齋藤内藏助利三(利政妹の子也)嫡子伊豆守利光と共に明智日向守に仕へ軍功あり利三の舍弟大八郎利周の一男瀬兵衛龍忠亦光秀に仕へて八百石を食む天正十年播州天王山に討死す其男源左衛門忠遠丹羽長重に仕へて軍使たり元和頃北國に病卒す其二男を彦兵衛忠誠と爲す武州にて浪人たりしが元和八年長晟公に召抱へられ四百五十石を賜ひて御使番たり林六郎左衛門守家同姓と傳へらる寛永十二年卒す爾來子孫承継ること左の如し

○源助忠春 知行二百石御祐筆、御膳番役、御目付寛文十年江戸に卒す○源左衛門忠周 御奥小姓御小納戸御近習頭、御歩行頭、御持筒頭、御中小姓頭知行三百五十石享保十九年卒○於理登(後縫殿)高忠 實は野崎七之丞貴正の二男養子大御小姓、御目付、御持筒頭江波御番など相勤め知行二百五十石明和四年卒○五十郎忠宜 實は藥師寺與一の三男養子跡目百八十石御代官、御銀奉行享和二年病卒○勝登忠震 寛政十年父隠居の家督知行百五十石御馬廻役より御代官、御目付御傳役、大御目付

次は七太郎忠次後昇と改名す實は青木八十郎の三男なり先代勝登の嫡子榮助早世せしため養子として迎へられ勝登長女に配せらる文政九年相續知行百三十石御與詰、右京様御側方、御側詰次席、御側詰となり屢々江戸御供あり文久三年御住居様御用達仰付けられ明治元年式部御側方に轉ず同三年隠居を願ひ二休と號す同六年病卒す。

林保登編『芸藩輯要』第四編 藩士家系録

◇自由齋流 (別名は津田流)

津田監物りくち (？〜一五六七) の創始した砲術。天文十二年(一五四三)に種子島に鉄砲が伝来すると、紀伊国(現・和歌山県全境と三重県の一部)の武士であった監物は、種子島を訪れて種ヶ島領主・種子島時堯(一五二八〜一五七九)より鉄砲の発射法、製造法などを学び、帰国したのちも研究を重ねた。これが、本邦初の砲術師範となった。諸国から弟子入りする者も多かった。津田流は、砲術の諸流の源である。子の監物算正、孫の自由齋とその業は伝えられた。

また、監物は鉄砲の製造法も学びもち帰ったことにより、紀伊・堺で鉄砲生産が盛んとなるなど、我が国の鉄砲の製造史にも大きな影響を与えたといえる。

〔参考文献〕今村嘉雄ほか編『日本武道大系』(同朋舎出版 一九八二年) 綿谷雪著『日本武芸小伝』(人物往来社 一九六一年) 二木謙一編『日本史小百科 武道』(東京堂出版 一九九四年) (大工明海)

津田監物 つだ・けんもつ

——津田流砲術を興した砲術の先駆者——

？〜永禄十年(一五六七)十二月二十三日。室町後期の砲術家。名は算長。重長(河内国(現・大阪府東部)交野郡の津田城主津田周防守正信から四代)の長男とされるが、一説によると弟楠木正成の子孫とされる。天文十二年(一五四三)に種子島に鉄砲が伝来したのち、種子島を訪れ、領主・種子島時堯に鉄砲の発射の法、製造法などを学んだ。滞在は十余年。『津田流鉄砲口訣記』では、「享禄年間(一五二八〜一五三三)に靈夢をみて、領地返し、西国から中国に渡ろうとしたが、嵐により種子島に漂着。島主の娘と夫婦になり、鉄砲の稽古を積み、妙法を得るころ、妻が亡くなったので天文十三年(一五四四)三月十五日に紀伊国(現・和歌山県全境と三重県の一部)に帰った」とするが、『鉄炮記』では、使者を務めたとして、時堯の二挺の鉄砲のうち一挺を譲り受け、紀州に帰ると、

津田監物算長——津田監物算正——津田自由齋正卿

津田監物重長

津田四郎左衛門正徳——津田五郎太夫清房——津田太郎右衛門正寿——津田音熊正算(紀州藩)

津田氏筋図

津田伝右衛門対則——津田伝右衛門延則——津田伝七宗則(安則)——津田伝七則致(則致)——津田猪作則通

津田伝左衛門則文——津田栄五郎

津田有直——津田源之丞重成——津田源之丞時成——津田源之丞時直——津田源之丞長重——津田八郎左衛門正員(福井藩)

豊田弥兵衛——岡本七郎兵衛——水野甚右衛門貞房——正木関右衛門時澄——正木源八郎時定

正木関右衛門時富

正木平六時捷——正木忠左衛門時光

石川助太夫昭郷(尾張藩)

奥蔭兵衛猛雅(一貫流)——奥満雅——奥正義——奥典雅——奥邦雅

(系統不明の伝承者)

(ア)……津田武右衛門 津田勝平(福岡藩)

(イ)……狩野重次(会津藩)

堺出身の鍛冶の芝辻清右衛門に鉄砲を与え製作させた。これにより根来に鉄砲製作の技術が伝わり、のち清右衛門は堺に住み、家業は幕末まで続いたとされる。

砲術の研究を続け、一派を立てて津田流を称した。我が国で初の砲術師範となった。諸国から弟子入りする者が訪れたのち、十二代將軍足利義晴に鉄砲術を披露して、従五位下小監物に叙せられた。

〔参考文献〕今村嘉雄ほか編『日本武道大系』(同朋舎出版 一九八二年) 綿谷雪著『日本武芸小伝』(人物往来社 一九六一年) 二木謙一編『日本史小百科 武道』(東京堂出版 一九九四年) (大工明海)

『日本武術・武道大事典』(勉誠出版)

を運

(一七

に棚

に役職

(一七

れに充てた。当初は四、五人で職務を分掌したが、寛政年間ころから七人となり、そのうち一人が年寄上座に就任し、政務全般を掌握、指揮するようになった。弘化三年に年寄上座となった今中大学は、嘉永六年に三家老からその失政を糾弾され、翌年左遷された。

◇用人：日々登城(江戸詰あり)、公儀勤向・諸大名方勤向、旗本・寺社・諸町人すべての勤向等万般の事を掌り、書方も引き受ける

◇供頭：日々登城(江戸詰あり) 御供足輕を支配、他国御供一切の事を専務する。御内輪使者を務めるなど。

▼ 武田正之助（大炊）と前任者の年寄役就任までの経歴

|               |                   |                    |                       |                       |                        |                      |
|---------------|-------------------|--------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|----------------------|
| 武田正之助<br>(大炊) | 安政 2(1855)<br>年寄  | 嘉永 7(1854)<br>用人   | 弘化 3(1846)<br>持弓筒頭/供頭 | 天保 12(1841)<br>側詰膳番兼  | 天保 11(1840)<br>側詰次席    |                      |
| 藤田新五郎<br>(兵庫) | 嘉永 7(1854)<br>年寄  | 嘉永 2(1849)<br>用人上席 | 天保 2(1831)<br>用人      | 文政 10(1827)<br>騎馬弓筒頭  | 文政 6(1823)<br>大目附      | 文化 12(1815)<br>新組者頭  |
| 浅野主幹<br>(若狹)  | 嘉永 4(1851)<br>年寄  | 天保 13(1842)<br>番頭  | 天保 6(1835)<br>中小姓頭    | 天保 4(1833)<br>持弓筒頭/供頭 | 文政 13(1830)<br>側詰膳番兼   | 文政 11(1828)<br>側詰次席  |
| 寺尾佐一郎<br>(石見) | 嘉永 2(1849)<br>年寄  | 嘉永元(1848)<br>用人    | 弘化 4(1847)<br>大小姓頭    | 弘化 2(1845)<br>騎馬弓筒頭   | 天保 12(1841)<br>持弓筒頭/供頭 | 天保 10(1839)<br>歩行頭次席 |
| 生田権介<br>(筑後)  | 弘化 5(1848)<br>年寄  | 弘化 4(1847)<br>用人   | 天保 14(1843)<br>大小姓頭   | 天保 10(1839)<br>騎馬弓筒頭  | 天保 7(1836)<br>持弓筒頭/供頭  |                      |
| 二川清記          | 弘化 4(1847)<br>年寄  | 天保 10(1839)<br>用人  | 天保 8(1837)<br>大小姓頭    | 天保 7(1836)<br>大目附     | 文政 12(1829)<br>目付      | 文政 2(1819)<br>奥小姓    |
| 山田監物<br>(将監)  | 天保 15(1844)<br>年寄 | 天保 13(1842)<br>用人並 | 天保 13(1842)<br>郡奉行    | 天保 9(1838)<br>騎馬弓筒頭   | 天保 7(1836)<br>大目附      | 文化 10(1813)<br>先手者頭  |

高橋新一編『芸藩輯要』人名索引』による。

\*彦右衛門は武田が「久く御供頭被相勤候処去極月御用人ニ被移、尚又此度御年寄ニ被進、誠ニ早進也」と書いているので武田以前に年寄に昇格した6名を調べてきました。武田は確かに御供頭を永く8年間勤めた後に用人に就任し、約半年で年寄に昇任しているの、早進ではありますが、寺尾・生田も用人就任の翌年に年寄役に昇任しているの、珍しくはなさそうである。

◎六月廿七日

◇福田方離縁差縫一件

\* 水谷又左衛門は過去に広島藩士福田直右衛門の子大蔵を婿養子に迎えています。弘化三年（一八四六）

十一月十六日には男子（八十郎、慶応二年に村上敬次郎らと江戸へ留学し、明治十年に県立広島師範学校長となった水谷寛）も生まれ、嘉永四年二月には「内記様御小納戸役」に任じられ、上田家から扶持も与えられていましたが、同年十一月二十一日に又左衛門は離縁を願ひ出ます。この件は大蔵の実家である福田家は納得せず、両家で永く争い（差し縫れ）となります。内済となったのは安政三年三月のことです。

○（嘉永四年十一月十八日）夕木野へ行、又水谷へ行、酒出、夜迄咄し帰ル、大蔵義兼而御所存二不叶、離縁二御内談被成候之由二而、昨日一馬方内話之義も有之、依之夜前以来熟考之趣猶又一馬申値、色々御諫申試候へ共、何分ニも御居合難被成、且御取引之振合甚不統之様ニ相考候故夫等も色々御咄合も致候へとも御承引も無之、気毒成事也

○（同廿三日）夜水谷又左衛門殿を今夕父子共御用ニ付差向致相談度義有之候間来呉候様申參、早速參ル也、倅大蔵義常々心得不宜ニ付願出之通御扶持方被召上候由之被仰付也、依之大蔵義者今晩直ニ実家福田直右衛門殿方江為逗留罷越也、夜半迄何角見合帰ル、気毒之事也、右之趣者去ル廿一日御願出被置候由也

○（十二月廿七日）大蔵離縁之一件今以福田之方承知之返答無之、依之右様内分ニ而取引ニ相成候由也

○（安政三年四月十一日）水谷之方大蔵離縁之達も兼而之通相済、道具も去月十七日船便ニ福田江送り戻し、何も相済御安心之由御咄被成也

◎六月廿八日

◇透覧（すきみ）…「透見」と同じ。主人が表立たず、物の隙間からひそかに様子を窺うこと。

◇朦中（もうちゆう）…「喪中」と同じ。

◇消閑（しょうかん）…暇をつぶすこと。退屈しのぎ。

◇直（ね）…「値（ね）」と同じ。

◎六月廿九日

◇葛饅頭：葛練（くずねり）。葛粉を水に溶いて砂糖を加え、煮て練ったもの。で餡を包み、丸めて蒸した饅頭。『日本国語大辞典』（小学館）

◇秋露：彦右衛門の長女松濃。法名は芙蓉院秋露童女。弘化四年（一八四七）二月十八日誕生、嘉永二年七月十一日、三歳で死去。

◇殿様御召物并被召上物・御建物等

▼○(安政二年)六月廿一日 公は親ら衣服・飲食を制限し、若くは茶室・別墅等を廃し以て藩士に節儉を奨励す

近年財政の困難なる其極度に達し、遂に藩士の家禄を減給するに至る、然るに嘉永六年米艦来船より海防武備の経営に急なるに際して帰藩あるや直に親書を以て親ら衣服飲食若くは遊燕に係る客室等不急の物件を廃止する事等を定め、群下に率先して其太平遊惰の風を除き、質朴節儉の奨励を謀れり(後略)：テキスト89〜90頁の内容と同じ) 「芸藩志」卷六

\* 財政難の広島藩は海防のための武備充実をはかるため、藩士の給与を削減しただけでなく、藩主の衣食住も制限して、藩士や領民の模範とした。

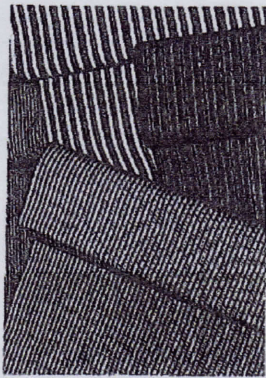
◇晒：漂白した麻布・綿布のこと

◇帷子(かたびら)：夏の着物の一種

◇(あわせ)の「片ひら」が語源で、裏を付けない単物(ひとえもの)のことを称するようになった。武家の場合には直垂(ひたたれ)を着用するときに、のりを強くした白の帷子を重ねるのを正式とした。

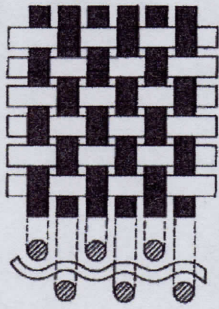
◇越後綿(しま)：越後国(新潟県)から産した綿木綿(編模様を織り出した綿布)。綿木綿は一般人の平常着尺地として広く用いられた。

◇川越平：川越は絹織物の産地で、「天下一統、夏袴は川越平なり」と言われ



綿

▼平織(ひらおり) 織物組織の一。斜織、縞子織とともに織物の三原組織の一つとされる。最も簡単な組織で、経糸と緯糸とを一本ずつ交互に組織したもの。あるいはそのように織ったものをいう。簡単な方法だけに古くから行なわれ、現在も幅広く用いられている。紺木綿、綿木綿、紬、一越縮緬、御召、羽二重、綴、博多織、琥珀などが平織である。



平織

『染色事典』(朝倉書店)

た。『新編武蔵風土記稿』によると、江戸中期に新井白石が養蚕業を奨励し、京都の職工が縮緬の技術を桐生にもたらした頃、川越藩主秋元喬知が甲斐国(山梨県)から川越へ職工を連れてきて、「川越平(絹)」を作らせたという。平は平織(経糸と緯糸を一本ずつ交互に組織した織方)

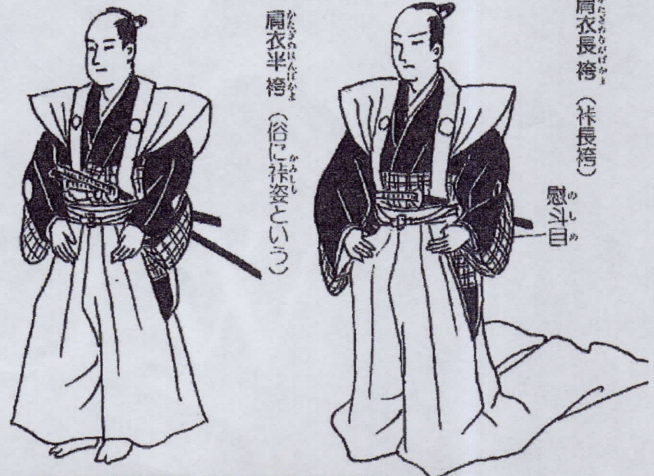
狭山市立広瀬公民館文化財展「斜子織と養蚕」チラシ(平成2年度)など

◇棧留：棧留綿(さんとめじま)のことで、木綿織物の一つ。室町末期から江戸時代にかけて輸入された舶載品で、江戸時代に広く流通した綿物の原型となった。インド東海岸のサントメから運ばれてきたのでこの名がある。表面は滑らかで光沢があり絹に似る。色調は紺、浅黄、茶などの地に、赤や黄の細い縦縞を配したものが主で、多くの種類があった。武士や町人、芸人の男女など階級を超えて愛された。日本各地で生産されるようになってからは、舶来物を「唐棧留」、略して「唐棧(とうざん)」と言ったが後には国産品も「唐棧」というようになった。 『染色事典』(朝倉書店) ◇長上下：大名・旗本の目見(めみえ)以上の、行事の際の式服。麻地小紋の裏無しの肩衣に同じ地質小紋の長袴を附属する。 『日本国語大辞典』(小学館)

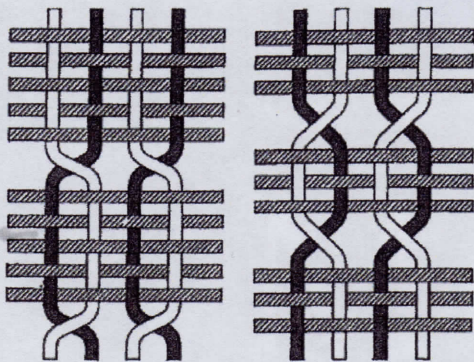
肩衣長袴(袷長袴)

目見

肩衣半袴(俗に袷姿という)



『資料日本歴史図鑑』(柏書房)



五本縞

三本縞

『染色事典』(朝倉書店)

◇半上下：江戸時代、武士の出仕服。肩衣に長袴を用いる長上下に対して、小袴を着用する。『日本国語大辞典』（小学館）

◇五郎丸：「五郎丸布」のこと。麻布の名で、袴地とする。越中国西礪波郡北蟹谷村字五郎丸（富山県小矢部市五郎丸）の略。『日本国語大辞典』（小学館）

◇肩衣（かたぎぬ）：江戸時代の武士の公服の一部。袴と合わせて用い、上下同地同色の場合は袴（かみしも）といい、相違するときは継袴（つきかみしも）と呼び、上を肩衣といつて区別する。『日本国語大辞典』（小学館）

◇目せき組（目塞組）：組（ろ）は振り織り（もじりおり）、二本の経糸を振りながら緯糸と織り込んだ目の粗い織物のこと。で織られる、薄く透き透った絹織物の一種。江戸時代の夏の衣料に用いる生地として発展した織物で、紗（さ）の変形に当たる。大きく分けて、生糸で作る生組と半練り糸で作る練組があり、糸の使い方や織り方などによって数多くの種類がある。通気性が高いので、夏物の着物、帯、袋物などに使われる。基本的な織り方は羅や紗と共通するが、組は7・5・3本おきに横糸に二本の縦糸を交差させて織っていくもので、織り上がったものはそれぞれ七本組・五本組・三本組と呼ぶ。目塞組は目の詰まった組。

「組」フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

◇五節句・月次御礼：江戸幕府の年中行事は大名・諸士に対する定例の將軍謁見日を中心構成されていた。年始の三節句、五節句（八日〔正月七日〕・上巳〔三月三日〕・端午〔五月五日〕・七夕〔七月七日〕・重陽〔九月九日〕、嘉祥〔六月十六日〕、玄猪〔十月上亥日〕、そして毎月朔日・十五日・二十八日を基本とする月次御礼である。このほか、相続・叙任・参勤などの際にも大名・旗本らの拝謁が行われた。東京都公文書館ホームページ「史料解説く將軍への披露 あれこれ」

◇汁二菜：日本の料理は「汁二菜」が基調で、古式の本膳料理や茶の湯の懷石にも採り入れられ、さらに一般の会席の柱ともなっている。「汁二菜」は

- 一 汁 吸物・椀物
- 一 生 鱈（現在の造り）
- 一 焼物 炙肴・焼魚・喰焼など
- 一 煮物 焚合など

でこれを基本として献立面を広げたものが「汁二菜」「汁三菜」「汁九菜」となる。

『図説江戸時代食生活事典』雄山閣出版

\* したがって「汁二菜」は極めて質素な料理ということになります。昭和十二年まで長生きした広島藩最後の藩主浅野長勲が話した大名生活の思い出話には「大名の食事」もあります。そこで長勲は儉約令以後「汁一菜」であったと証言しています。すこぶる

#### 大名の食事

次に、食事が頗る嚴重である。食事の献立は、前日に黄金の板に書いて出すのが例となつて居つたが、食事を採るに当つて、毎日平均して食べないと甚だ面倒が起る。飯を一杯でも少く喰ふと、何か不調法がなかつたかと聞いて来る。又は医者に見せると云ふ事になる。故に、多く食ひたくても食はず、少く食ひたくても食へない有様で、毎日平均を取つて食はねばならぬのである。それが一番心配である。

又、食物の中に、塵が落ちて居つたり、不都合な物が這入つて居つたりすると大変である。或時には、鼠の糞が落ちて居つたと云ふ事があつたが、そうなる切腹ものである。塵が落ちて居ても免職である。故に左様な事があつた場合に、臣下に傷つけぬために、それを隠さねばならぬが、これを隠すのが、なかなか困難である。食事の時には小姓が附いてゐるので、若しも小姓に見られずともすると面倒であるから、甚だ困る場合がある。

料理の調達は、台所奉行が責任を持つて居るのであるが、側詰が少しづつ食ふて料理の毒見をして出すのである。側詰は毒見の役であるから、料理のよし悪しについては、言も批評を加ふるものではない。

斯様に、料理は種々の手を経て来るのであるから、汁物などはツメタクなつて仕舞つて居る。大名などは大層御馳走でも食つて居るものと思ふであらうが、決してそうでない。儉約令が出ぬ前は汁二菜であつたが、儉約令以後は汁一菜に定まつて居つた。朝は焼豆腐か豆腐位の類であつて。世の中で考へるやうにぜいたくのものではない。

（後略）

手島益雄編『故従一位浅野長勲口述 浅野長勲自叙伝』、平野書房、昭和十二年

◇品統き：同じ食材や料理が続いても、という意味ではないかと思ひます。

◇大須新開

大須新開 徳南区大州一丁目・東郷町  
城下矢賀村(置屋新開)の東に位置し、東は安芸郡府中村(現府中町)、南は猿猴川を挟んで東新開に對する。城下新開組に屬した。「むかしハ此あたり郡邊の大洲なりしか年々砂溜りおのつから地方となりしを新田に開きける故大洲といふべきを後文字をあやまりて大須と書けるよしへり」(「知新集」とい、低湿地であった。万治三年(一六六〇)藩によって開発された新開で、元禄二年(一六九一)地誌が行われた。「芸藩通志」に高三三・五三三二石とあり、明治三年(一八七〇)の郷村帳「芸藩志拾遺」所収では高四一七・七〇二四石、うち除地一・一〇九三石。「知新集」では三戸・一人と極端に定住者が少なく、作者の耕作に頼っていたことが知られる。

◇東新開

東新開 徳南区上東雲町・東本町一丁目・東雲一丁目・東雲二丁目・東雲三丁目・東雲四丁目・東雲五丁目・東雲六丁目・東雲七丁目・東雲八丁目・東雲九丁目・東雲十丁目・東雲十一丁目・東雲十二丁目・東雲十三丁目・東雲十四丁目・東雲十五丁目・東雲十六丁目・東雲十七丁目・東雲十八丁目・東雲十九丁目・東雲二十丁目・東雲二十一丁目・東雲二十二丁目・東雲二十三丁目・東雲二十四丁目・東雲二十五丁目・東雲二十六丁目・東雲二十七丁目・東雲二十八丁目・東雲二十九丁目・東雲三十丁目・東雲三十一丁目・東雲三十二丁目・東雲三十三丁目・東雲三十四丁目・東雲三十五丁目・東雲三十六丁目・東雲三十七丁目・東雲三十八丁目・東雲三十九丁目・東雲四十丁目・東雲四十一丁目・東雲四十二丁目・東雲四十三丁目・東雲四十四丁目・東雲四十五丁目・東雲四十六丁目・東雲四十七丁目・東雲四十八丁目・東雲四十九丁目・東雲五十丁目・東雲五十一丁目・東雲五十二丁目・東雲五十三丁目・東雲五十四丁目・東雲五十五丁目・東雲五十六丁目・東雲五十七丁目・東雲五十八丁目・東雲五十九丁目・東雲六十丁目・東雲六十一丁目・東雲六十二丁目・東雲六十三丁目・東雲六十四丁目・東雲六十五丁目・東雲六十六丁目・東雲六十七丁目・東雲六十八丁目・東雲六十九丁目・東雲七十丁目・東雲七十一丁目・東雲七十二丁目・東雲七十三丁目・東雲七十四丁目・東雲七十五丁目・東雲七十六丁目・東雲七十七丁目・東雲七十八丁目・東雲七十九丁目・東雲八十丁目・東雲八十一丁目・東雲八十二丁目・東雲八十三丁目・東雲八十四丁目・東雲八十五丁目・東雲八十六丁目・東雲八十七丁目・東雲八十八丁目・東雲八十九丁目・東雲九十丁目・東雲九十一丁目・東雲九十二丁目・東雲九十三丁目・東雲九十四丁目・東雲九十五丁目・東雲九十六丁目・東雲九十七丁目・東雲九十八丁目・東雲九十九丁目・東雲百丁目

北東は猿猴川に對し、西は皆実新開、南は仁保島に続き、北は比治村・山崎新開に接する。仁保島村に屬し、仁保島東新開とよばれた。城下新開組に屬した。寛文二年(一六六二)藩により仁保島との間の築立がなされ、東新開、西新開皆実新開が開かれた。元禄二年(一六九一)に地誌が行われ、「芸藩通志」では「東新開十軒屋」として高一二四・五九四石、田畝一三町六反余。明治三年(一八七〇)の郷村帳「芸藩志拾遺」所収では高一二六・五七〇四七石、うち除地二・九二九八石。「知新集」では竈數一五一本道一四・借道二、人数一〇〇(男五四・女四六)。定住者は少なく仁保島の木浦・淵崎より出作がなされ、綿栽培も広く行われた。仁保山麓に安芸郡浦刈島より農家一〇軒が移された辺りは十軒屋とよばれ、前方中堤の近くには鏡岩池があった(知新集)。大正五年(一九一六)東新開町と称した。

『広島県の地名』(平凡社)

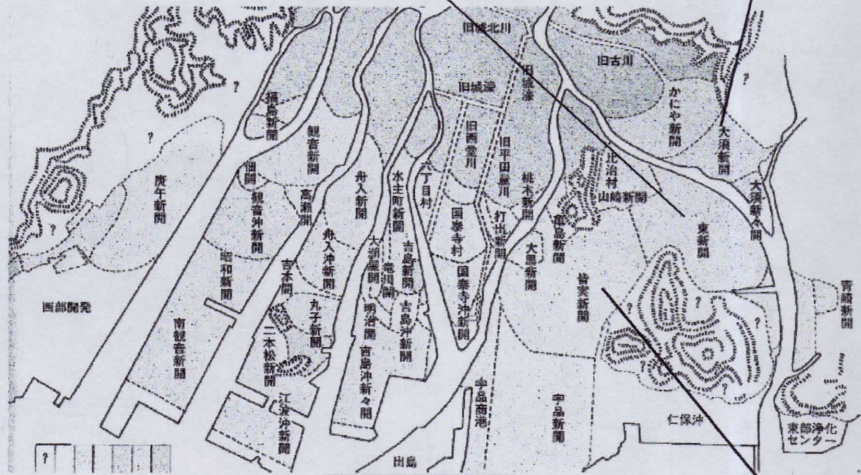
◇有来(ありきたり)：元からあること  
◇膳所(ぜんしよ)：食膳を整えるところ。食物を調理するところ・台所。

◇皆実新開

皆実新開 徳南区皆実町一丁目・同三三六丁目・出汐一丁目・三丁目・西郷町・西郷町一丁目・三丁目・翠一丁目・西郷町・西郷町二丁目・比治山本町

東新開の西南にあり、西は猿猴川および大黒村、南は海に面し、北は龜島新開・段原村に接する。占称を仁保島西新開という。城下新開組に屬した。寛文二年(一六六二)藩によって比治山南麓と仁保島大洲を結ぶ大堰堤が設けられ、仁保島西・東の両新開を合せて三〇町歩が開かれた。これにより仁保島は広島城下と陸続きとなり、広島府の管下に入った。元禄二年(一六九一)仁保島東新開・大黒村・龜島新開などともに地誌が行われ、文政四年(一八二二)村よりの願いで皆実新開と改称(知新集)。「芸藩通志」では高一四・一四九六石、田畝一四四町一反余。「知新集」では高一四〇・八七四六石、田畝一四四町一反余。明治三年(一八七〇)の郷村帳「芸藩志拾遺」所収では高一四二・九〇三四石、うち除地三・七二二五石とあり、ほぼ開荒が完了している状態が知られる。

初めは作人がきわめて少なかったようで、新開中の「御用地筋」は「当町築立の頃作人すくなく空地多きゆゑ宮より傾きものありし頃なりといふ」(知新集)土地であった。また元禄五年には安芸郡浦刈島から農家一〇軒が移され、「知新集」には竈數一四一本道一〇・借道四、人数六九(男七・女三三)、うち本道医一人とあり、広大な新開に住民がきわめて少なかったことが知られる。比治山御茶屋谷下の村支配屋敷地に市杵島姫命を祀る聖若社があり村の鎮守社とされた(知新集)。明治一五年大黒村を合併、皆実村となった。



『図説広島市史』

◇野合：野で出会うこと。この条文は殿様が野山などへ遊興に出かける場合に使う駕籠は手入れが必要な立派なものではなく、日常使う普通の駕籠で済ませるといふ趣旨ではないでしょうか。

◇御泉水幽玄庵：「御泉水」は現縮景園のこと。御泉水は前年十一月の安政南海地震で大きな被害を受けました。「幽玄庵」の位置は不明ですが、修理をあきらめ、取り崩したようです。位置がわかる資料も手元になく、不明です。

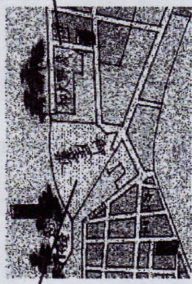
◇東御山屋敷

御山屋敷 二石八斗三升八合引高 畝數二反一畝二十一歩

はじめ、岡本大藏殿の山屋敷なりしを其後淺野帯刀殿持となり、安永九千年三月畝せられ甘の御山屋敷となりぬ、そのかみ岡本氏の山屋敷なりし時の詩あり、臨川全集にみゆ。

『広島県の地名』(平凡社)

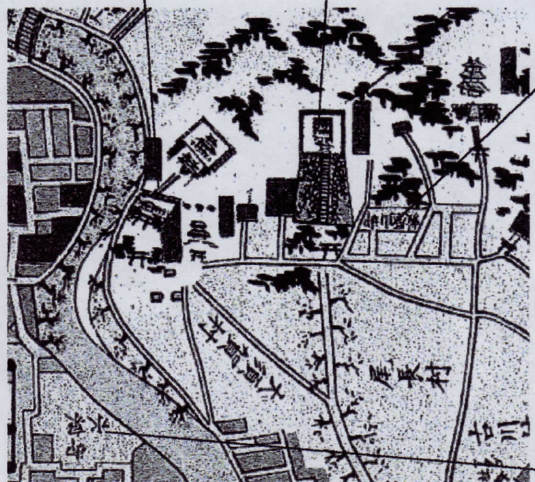
東城淺野家六丁目屋敷



鏡津社  
水主町屋敷

東照宮

東御山屋敷



超然居

『縮景園山莊図の世界』(広島城平成17年度企画展図録)

○廿二日、癸丑 晴れ。炎暑。朝涼風有り。「朝西向寺へ代参

平次郎申し付ける。義純墓所へも一昨日三七日(みなのか)差し問え、得参らざる候に付き

今日参らす也。「朝義読所講釈へ出勤、夫れより直ちに出勤、九時前

退く。

○廿三日、甲寅 晴れ。炎威強し。朝涼風有り。「朝渡多野

権祐・菅多久馬・長東茂兵衛へ挨拶に行く。桑原吉郎二へも寄る。

西向寺へ昨日参らす候故参る。「井上市太郎・脇本武兵衛景氣

問安の為め入来これ有り。「星野幸次郎・長東清次郎入来の由。

88頁

「夕炮術稽古に出る。

○廿四日、乙卯 晴れ又曇り。蒸暑。「朝御内密御用に付き

お裏へ出る。相済み出勤、九つ半時頃退く。「夕お鉄炮お相手へ罷り

出る。齋藤七太郎殿も出らる。同方は自由齋流也。「山田多喜登・

渡辺四郎右衛門・堀尾眠右景氣見舞い入来の由也。

【頭書】廿四日／「武田正之助殿今日お年寄仰せつけられ候由。此の人は久しくお供頭相勤められ候処、去極月御用人に移られ、尚又此の度お年寄に進まれ、誠に早進也。人物は如何の人哉ゆかし。／此の人の義後に承り候処、少々学才もこれ有り。当時の執政にては第一有力人なるべしとの評也。定めて当時の御人撰かと思わる

「知行高六百六十石／御加増／お年寄役／ 武田正之助殿／ 御用人より

○廿五日、丙辰 晴れ又曇り。朝暑軽し。午後蒸熱。「朝

射術稽古に出る。「例時出勤、夕九つ時過ぎ退く。「夕弓術お相手

に罷り出る。「昨日石井壽兵衛何かとの挨拶として入来の由。

○廿六日、丁巳 曇り又晴れ。東風(こち)吹く。暑烈しからず。「朝御乗馬

並びに炮術へ出る。「坪内久米之助入来の由。「立秋。

【頭書】廿六日／ 立秋／遠江様より御到来遊ばされ候西瓜(すいか)、例年の通りお取り頒(む)け、頂戴仰せ付けらる也。

○廿七日、戊午 晴れ。夕曇り。東風吹く。蒸氣有り。尤も暑は烈しからず。

「今朝六つ半時揃い、炮術稽古前御覽に付き罷り出る。小筒三玉通り

相済み、又異風十玉筒二枚業前仕る。両方共星角中り也。

十玉筒は薬三玉込め候て放す也。「右相済み四つ時過ぎ出勤、九つ半時

頃退く。三宅五左衛門入来の由。「極夕より水谷へ行く。兼ねがねお頼み

89頁

の**福田方離縁差纏二件**、昨年以来岡田八十太郎義種々

心配致しく候らえども、今以て埒(らち)明かず候に付き、此の余は最早何日を限るとも  
なく打ち捨て置かれ候事柄にもこれ無く候間、兼ねての通り表向き達しに相成り候外は  
これ有るまじく、尤もいよいよ其の方に御治定候らえば、今一応八十太郎を福田の方へ  
遣わし、申し談じ試させ度き趣御相談に及び候処、御存旨もこれ無き由に付き其の方に  
相約め申すべしとお約束申し帰る也。酒出で、深更迄呷す。

○廿八日、己未、晴れ。朝涼、午後熱し。「**お旗業前(おさまえ)**

**お透覽(すきみ)**に付き早朝出勤。お裏へ出る。午後退く。「夕**砲術稽古**に出る。

【**頭書**】廿八日、「**出衛様**先達て御産母病死。長々御**藤中(もつちゅう)**に付き、御**消閑(しょうかん)**  
として同勤三人申し合ひ、左の通り今日御内々差し上げる。／**葛饅頭**二重／但し数三十二／右にて直  
(ね)四匁八分。上籠にて一つに付き代一分五厘取る也。

○廿九日、庚申、晴れ。朝涼甚し。午後残暑強し。「**矢野源内**を

呼び、借用銀の義内談に及ぶ也。「来月十一日**秋露七回忌**に付き、墓所  
歴き西向寺へ平次郎遣す也。「朝**砲術稽古**に出る。「去る廿一日の  
頭書にこれ有る

**殿様お召し物**並びに召し上がられ物・お建物等、お直書を以て

仰せ出だされ候儀、左の通りにこれ有る由也。

夏 一**晒しお帷子(かたびら)** 一**越後編(しま)** 一**川越平(ひら)** お袴

90頁

冬 一**紳染め** 但し編とも 一**棧留め(さんどめ)** お袴

一**お長上下(かみしも)**・**お半上下** 右両品とも**五郎丸** 一**お肩衣(かたぎぬ)** **目せき(目塞)** **紹(ろ)**

但し御社参・御仏詣(ごぶつげい)其の外御祝式(おいわいしき)の廉(かど)は是迄の通り。

**五節句・月次(つきなみ)** お礼請けさせられ候節御纏服(そふく)遊ばされ候義も

これ有るべく候。

日々お三度とも召し上がらる御膳部(せんぶ)

一**一汁菜(いちじゅうなさい)** 但し必ず一汁の取り組みに限らず、珍味調理に及ぼす、**品続き**

等も苦しからず候事。

**大須新聞** **皆美新聞** 御休所

右お鷹野の節計り御小休遊ばされ候間、お腰掛け同様の事にて

相済み候間、有り来たりお建物解き崩し、纒(わす)かのお建物に仕替(しか)え、東

新開の御休所同様に遊ばされ候事。

一 お鷹野の節お弁当にてお済み遊ばされ候間、御膳所(ごぜんじょ)相廻し候に

及ばず。尤も五日市辺お鷹野の節は是迄の通りに候事。

一 お野合にて御用遊ばされ候お駕籠此れ以後お止め、御平日の

91頁

お駕籠にてお済み遊ばされ候事。

一 御泉水幽玄庵損所これ有り。此のお場所は破損所其の儘

お捨て置かれ難きに付き一向に解き取り、懇ろに仕舞い置き、追て取り建て御時  
節に至り仰せ付けらるべく候事。

一 御同所超然居へお渡り相成り候橋是れ又同然解き取り、仕舞い  
置き候事。

一 御同所右燈籠倒れ等もこれ有り候らえども、差し向き損じ等手入れに  
及ばず候事。

一 水主町御屋敷・東御山屋敷は漏れ留め程仮成り取り計らい、余は

お手入れに及ばず、取り捨て同様の事にて然るべく候事。

○卅日、辛酉、晴れ。朝曇り。涼甚し。午後残暑強し。「朝砲術

稽古に出る。「例時出勤、九時半頃退く。「義純初月忌に付き妙慶院へ

平次郎参らす也。「夕弓術稽古に出る。「此の間

殿様おん身前(みまえ)の儀厳しき御省略筋仰せ付けらるお振り合いに付き

此のお方(かた)様にも猶又お取り締り筋仰せ出たされ、今日向々(むきむき)お役方小書

92頁

陸二の間に於いてお達し事これ有り。向々心付けの廉(かど)早々申し出候様にとの御趣意也。

「周防様昨廿九日朝潮(あさしお)に御乗船、地御前辺へお泊り掛けにお出で在らせられ

女中向きをも召し連れられ候由。御内々は厳島御渡海と相聞こえる也。

「昨朝平太順次郎殿来られ、謁す。田辺幾衛殿より居合(いあい)用の御稽古

道真掛借仕られ度き儀に付き内談これ有り。此の節

六丁目様お留主中の義に付き其の段答え置く也。

廿四日  
 「武田正之助殿今日  
 御年寄被  
 仰付候由、此人韋基  
 永く御供頭被相  
 勤候処、去極月  
 御用人ニ被移、尚  
 又此度御年寄ニ  
 被進、誠ニ早進也  
 人物者如何之人  
 哉ゆかし  
 此人之義後ニ承  
 候処、少々才も  
 有之、當時之執  
 政ニ而ハ第二有力  
 人なるへし与の  
 評也、定而當時  
 之御人撰歟与  
 思わる

知行高六百六十石  
 御加増  
 御年寄被  
 武田正之助殿  
 御用人  
 廿六日  
 立秋  
 遠江様方御到  
 来被遊候西瓜

○廿二日、癸丑、晴、炎暑、朝有涼風、「朝西向寺江代参  
 平次郎申付、義純墓所江も一昨日三七日差間、得不為参候三付、  
 今日為参也、「朝素読所講釈へ出勤、夫方直ニ出勤、九時前  
 退

○廿三日、甲寅、晴、炎威強、朝有涼風、「朝波多野  
 権祐・菅多久馬・長束茂兵衛へ挨拶三行、桑原五郎二江も寄  
 西向寺江昨日不参候故参ル、「井上市太郎・脇本武兵衛暑氣  
 為問安人來有之、「星野幸次郎・長束清次郎人來之由、  
 「夕炮術稽古ニ出

○廿四日、乙卯、晴又曇、蒸暑、「朝御内密御用ニ付  
 御裏へ出ル、相濟出勤、九半時頃退、「夕御鉄炮御相手へ罷  
 出ル、斎藤七太郎殿も被出、同方者自由齋流也、「山田多喜登・  
 渡辺四郎右衛門・堀尾眠右暑氣見舞人來之由也

○廿五日、丙辰、晴又曇、朝暑輕、午後蒸熱、「朝  
 射術稽古ニ出、「例時出勤、夕九時過退、「夕弓術御相手ニ  
 罷出、「昨日石井寿兵衛何角之挨拶与して人來之由

○廿六日、丁巳、曇又晴、東風吹、暑不烈、「朝御垂馬  
 並ニ炮術江出、「坪内久米之助人來之由、「立秋

○廿七日、戊午、晴、夕曇、東風吹、有蒸氣、尤暑不烈、  
 「今朝六半時蒔、炮術稽古則御覽ニ付罷出ル、小高ニ玉通  
 相濟、又異風拾夕玉筒ニ枚業前仕、両方共是角中り也、  
 拾夕筒者墓ニ夕込候而放ス也、「右相濟四時過出勤、九半時  
 頃退、「三宅五左衛門人來之由、「極夕を水谷へ行、兼々御頼  
 之福田方離縁差縫一件、昨年以來岡田八十太郎義種々  
 致心配くれ候得共、今以持不明候ニ付、此余暑最旱何日を限与も  
 なく打捨被置候事柄ニも無之候間、兼而之連表回達しニ相成候外者  
 有之間敷、尤亦其方ニ御治定候得者、今一応八十太郎を福田之方江  
 遣し、為申談試度趣及御相談候処、御存旨も無之由ニ付其方ニ  
 相約可申与御約束申歸也、酒出、深更迄咄ス

○廿八日、己未、晴、朝涼、午後熱、「御旗業前  
 御透覽ニ付早朝出勤、御裏へ出ル、午後退、「夕炮術稽古ニ出

○廿九日、庚申、晴、朝涼甚、午後残暑強、「矢野源内を  
 呼、借用銀之義及内談也、「来月十一日秋露七回忌ニ付、墓所  
 磨西向寺江平次郎遣ス也、「朝弓術稽古ニ出、「去ル廿一日之  
 頭書ニ有之  
 殿様御召物并被召上物・御建物等、御直書を以被  
 仰出候儀、左之通ニ有之由也

例年之通御取

頌 頂戴被

仰付也

廿八日

「出衛様先達而

御産母病死、長々

御蒙中二付、為

二消閑同勤三人

申合、左之通今日

御内々差上ル

葛饅頭 二重

但数三十二

右二而直四又八分

上節二而一ツ二付代

壹分五厘取也

夏 一晒帷子 一越後縞 一川越平御袴

冬 一紬染 但縞共 一棧留御袴

一御長上下・御半上下 右両品共五郎丸 一御肩衣目せき結

但、御社参・御公詣其外御祝式之廉看是迄之通

五節句・月次御礼被為請候節御鹿服被遊候義も

可有之候

日々御三度共被召上御膳部

一汁二菜 但必一汁之取組三不限、珍味調理三不及、品続

等も不苦候事

大須新開 皆実新開 御休所

右御鷹野之節計御小休被遊候間、御越掛同様之事二而

相濟候間、有来御建物解崩し、纒之御建物二仕替、東

新開之御休所同様二被遊候事

一御鷹野之節御弁当二而御濟被遊候間、御膳所相廻候間<sup>二</sup>

不及、尤五日市辺御鷹野之節ハ是迄之通三候事

一御野合二而御用被遊候御駕籠此已後御止ヌ、御平日之

御駕籠二而御濟被遊候事

一御泉水幽玄庵損所有之、此御場所ハ破損所其儘

難被御捨置三付、一向三解取、懇三仕舞置、追而取建御時

節三至可被仰付候事

一御同所超然居江御渡相成候橋、是又同然解取、仕舞

置候事

一御同所石燈籠倒し等も有之候得共、差向損し等手入二

不及候事

一水主町御屋敷・東御山屋敷看漏留程仮成取計、余ハ

御手入三不及、取捨同様之事二而可然候事

以木用

○卅日、辛酉、晴、朝曇、涼甚、午後残曇強、「朝炮術

稽古三出、「例時出勤、九半時頃退、「義純初月忌三付、妙慶院ハ

平次郎為参也、「夕弓術稽古三出、「此間

殿様御身前之儀、殿敷御省略筋被仰付御振合三付、

此御方様二而も尚又御取纏筋被仰出、今日向々御役方於小書

院二之間御達し事有之、向々心付之廉草々申出候様ことの御趣意也、

「周防様昨廿九日朝潮二御乗船、地御前江御泊掛二御出被為

在、女中向をも被召連候由、御内々看殿島御渡海亨相聞る也、

「昨朝平木順次郎殿被来、謁ス、田辺幾衛殿方居合用之御稽古

道具拜借被仕度儀三付内談有之、此節

六丁目様御留主中之義三付其段登置也

令和三年二月会報（一月分後追）

村上家乗安政二年六月九日～六月廿一日

一、先月の活字読みの確認点 なし

二、指摘・意見・質問・他

①六月十日「殿御立入始而被罷出候二付出而謁ス…」

天保十五年八月十六日、家督後の角人（嘉永四年彦右衛門と改名）が浅野大和（忠・三原）に立入初罷出の様子と思われる記述がありました。

天保十五年家乗（高橋新一氏解説文を）

「前記之通、今日四時比大和様へ罷出、中之口方上り、同所下手に足軽之者詰居候二付、卒与会釈いたし、夫方側罷通り、席へ通、刀を後ろに置、扣罷在、夫方多葉粉盆・茶出、御客対佐分利元八出、及挨拶、初罷出候付心付くれ候様相頼、同人誘引二而御鍵之間へ通り、刀持也、同所二而御用人戸田平之丞・井上市太郎・松本勘十郎出候付、秋冷之砌貴様益御機嫌克被成御座奉恐悦候、次各様御安全被成御勤仕珍重奉存候、兼翁助を以御願申上置候処、今日初罷出、御目見可被仰付旨忝仕合奉存候、何角幾久敷相願口申述、無程御逢可被遊、御扣被成候様と申、三人共引取、其内に茶・多葉粉盆出、御側御用人都築九郎右衛門出、又々御用人之節之通申述、同人御居間へ罷出候節之事杯申聞くれ、同人誘引、元八先立二而罷出、三之御間二而御側詰御小姓四人程席詰いたし居候二付、会釈いたし式枚折御屏風蔭二而扇子脱し、御見へかゝり二而卒御時宜仕、二之御間御敷居根へ脇差帯ながら這入平伏仕、九郎右衛門名を披露、幾久敷と御意被遊候付、ハツト平伏仕、九郎右衛門へ向、今日初罷出候所、御目見被仰付、御意をも蒙、難有仕合奉存候旨申上、御小姓野崎千之助、御手付を持出頂戴仕、直二退、扇子を差、又席詰へ会釈し、元之席へ帰、元八出、御目見無滞相済候旨申述、同人退、井上市太郎出二付、御目見被仰付、御意をも蒙忝仕合

奉存候、一応御請御取合之仁迄申上置候へ共、猶御序宜敷奉頼旨申述置退、市太郎御巻藁御間外迄、九郎右衛門・元八中之口迄送出ル、夫方帰かケ御用人三人へ参、御請申置、名札持参、尤松本勘十郎方二而者御立入之義、前角取持くれ候挨拶も申置也、御目見之節御取合迄御機嫌可相伺筈之所、取込其義を落し、甚不都束之事也、か様之所へ不出慣候故、嚴重なるに恐懼し、毎々不都束之事有之、赤面之至也

こうしてみると

殿御立入始而被罷出候…は、家督又は番入後、上役や関係先への公式の初顔見せ・初挨拶回り…でしょうか？

三、報告・お知らせ

◇ 会員動静

退会 A5班の永岡ユキ子さんが二月を以て退会されました。入会されたばかりですが、健康上の理由とお聞きしております。

◇ 例会再々開について

先にお送りした別紙、幹事からのお知らせをお読みください。

三月例会は二十七日（第4土曜日）午後一時半 於第一・第二研修室です。第二研修室黒板を前とします。（会場当番は、A8班及びB8班です。）

参加される方は、廊下受付で検温・手指消毒を行ってください。次に出欠表を置いておきますのでチェックの後入室をお願いします。次回十一月例会同様（凡その位置は示します）、蜜にならぬ様バラバラにお座りください。参加者の多い班は、数人後ろの空席に御回りください。 班長から例会資料・解説文をお受け取り下さい。

（四月例会は四月十七日、五月例会は五月十五日、六月例会は六月十九日の予定です。）コロナ第四波が無いことを祈ります。

\*\*\*\*\* 萬津箱 \* 付録 \*\*\*\*\* かわまふしひまつぶし \*\*\*\*\*

一月会報裏面手紙の解説文 (一) 内は増山河内守分

貴札致拝見候如仰改年之御慶不可有尽期(御座)候

公方様 内府様

大納言様益御機嫌能被成御座

年始之御規式如御嘉例首尾好

相済可申恐悦被思召旨尤之御事候

為御祝詞御紙面之趣忝奉存候

恐惶謹言

堀大和守

(増山 河内守)

二月晦日

親審 花押

(正月廿八日)

正寧 花押)

真田伊豆守様

御報

読み下し

貴札拝見致し候、仰せの如く改年の

御慶び尽期(御座)有るべからず候

公方様 内府様

大納言様益々御機嫌よく御座成られ

年始のご規式ご嘉例の如く首尾好く

相済み恐悦申すべく思し召さる旨尤もの御事候

御祝詞たる御紙面の趣忝く存じ奉り候

恐惶謹言

クイズ 右文面から、和暦で何年頃の手紙でしょうか。

尽期・しんご (大辞泉)

① 物事が尽きる時期。限り。際限。

② 未来永劫。永久。

③ 「しんご」(尽期)の君の略。

正

寧

花

親審・正寧は、文化・文政・天保期の大名。当時の将軍は家斉～家慶。  
 家斉=天明2年権大納言、天明7年内大臣・将軍、天保8年9月将軍辞職も実権を握る。  
 家慶=寛政9年有権大納言、文政5年内大臣、天保8年9月将軍。  
 家定=文政11年権大納言、天保8年9月右近衛大将。  
 と言う訳で、3将軍の官歴から文政11年から天保8年の間の手紙と考えられる。  
 つまり公方様=家斉、内府様=家慶、大納言様=家定の時代。これ以上は絞り込めませんでした。  
 因に堀大和守・増山河内守は当時若年寄であり、また真田伊豆守こと幸貫は天保8年信濃守と改称する。  
 それにしても日付が1月28日とか2月晦日と、今を思えば悠長なものです。



正月の年頭を初とし藩主家の吉凶事、又は自家の昇級加祿等のとある毎に、藩士の面々は必ず家老の邸に廻禮せり。凡べて城に登るも又は人の家を訪ふも、玄關の敷臺に一步を踏み上るに當りては、腰間に佩る大小刀の内、大は脱き鞘の下げ緒を附ける栗形のあたりを左手に提げ、或る定むる處に至り放し置くを以て禮とせしが、前陳家老邸へ廻禮の士に限り大小刀とも腰に佩びたるまゝ玄關の敷臺に上り、玄關詰の者が奥深く列坐し居る所に至り、尙大小佩刀のまゝ坐して其來意を述べ、而して去るの例なりしは、頗る廻禮者の不敬なるが如くにして然らず、反て玄關詰の者が自尊の意より起りたる奇談あり。蓋し廻禮者に在りては以爲らく、玄關詰の者は陪臣なり、我等に對し敷臺に下り來意を聞くべきものなりと爲し。一方玄關詰の者に在りては以爲らく、國老三家は万石以上の食邑を世襲し、藩公に次ぐ高位にして一般侍士の同列者に非ず、故に吾曹は本丸御玄關に相應資格ある侍士の詰らるゝに準じ、當家に於ては相應の資格を有する者なれば、何ぞ敷臺に下りて來意を受ける理あらんや」と、是に於て双方相下らざるの結果として、玄關詰の者は一步も動かす、廻禮者をして自己着坐の所まで引寄せたりと自認し、又廻禮者は玄關詰の者が列坐し居る所を以て尙敷臺際なりと看做し、既に奥深き坐上なれども大小刀を其儘佩び失敬とせずして來意を述べて去れるの永例となりしといふ、當時階級上より意氣の競争想ひ看るべし。因みにいふ舊藩にては執政職及び番頭以上の者は、平士と唱へたる旗奉行以下の者とは待遇を異別し、大に尊重せられたれば、是等が家老邸廻禮のときは玄關詰の者も敷臺まで下りたるに相違なしと想察すれども未だ詳にせず

④ 石内村

\* 佐伯郡石内村 (二二三九石余、現広島市佐伯区石内) は東城浅野家の給知。佐伯郡内にはほかに古江村 (六三四石余)・高井村 (八六石余) と玖島村・友田村・下伏谷村の一部。東城浅野家の佐伯郡内全給知は三二九〇石余で、全給知の約三二%。

⑤ 河内川

河内川 水源、白砂、上伏谷二村より流出、葛原、河内寺田、利松、寺地、中須賀、皆賀、五日市の數村を経て、南海に入る、里程凡五里、一には八幡川と稱す、皆賀八幡社の前を流る、故なり、

「芸藩通志」卷五十二

⑥ 河内川 (八幡川)



「佐伯郡全図 (部分)」  
「芸藩通志」卷四十九

『日本史大事典』(平凡社)

北原 善男

場)一〇人前後、および殿中において大名・諸役人に給仕することなどを職務とする表坊主組頭(四〇俵二人扶持高、四季施代金四両、御目見以下、廻禮間詰、二半場)・表坊主(二〇俵二人扶持高、御目見以下、焼火間詰、二半場二〇〇人前後があった(この職は大名や諸役人からの心付が多く、家計は豊かで、そのため奢侈僥越に流れたという)。また茶室に関するいっさいのことをつかさどる数寄屋頭(若年寄支配)の配下に、数寄屋坊主組頭(四〇俵扶持高、四季施代金四両、御目見以下、廻禮間詰、二半場)・数寄屋坊主(二〇俵二人扶持高、御目見以下、焼火間詰、二半場)四〇一〇〇人ほどがあった。このほかには、寺社奉行の配下に、紅葉山御宮付・御霊屋付坊主(五〇俵扶持高、役扶持二人扶持、御目見以下、御右筆部屋縁廻詰、二半場)一人、紅葉山御高盛坊主(三〇俵二人扶持高、四季施銀五枚、焼火間詰、二半場)一人、紅葉山御宮付・御霊屋付御縁廻坊主(二〇俵二人扶持高、二半場)四人があり、また二条、城、御殿預、(所司代支配)の配下に、坊主(現米一〇石二人扶持)七人のあったことが知られる。





②5 永野千代吉召抱えの経緯

○(弘化四年七月十八日)「愛次兎角胸痛致難義候二付養生旁下宿致させる也」

○(十七日)「朝田中榮作来り、岩崎愛次義昨日下宿以来別而難義致、何分しつはり養生不致候而者行々大病二相成候旨申聞候二付、当季方奉公を為引養生為致度、何とぞ暇願くれ候様見瀬平申候旨申聞候二付、此方二而も甚惜キ人物之事故、及全快候迄宿二而得斗養生致、快相成候上又々差越くれ、其間二同人弟を差越置くれ候様二与瀬平へ厚談試くれ候様榮作へ頼置也、」夜榮作来、今朝之趣瀬平へ申談候所、其通二可仕段申出、甚忝狩候旨申聞候也、」夜中愛次帰り明日者予御出之御供有之候故差回押而帰候旨申二付、弟差越くれ候苦二瀬平へ申置候間、今晚者直二下宿致要心、明早朝弟を差越候様二申付候也」

○(十八日頭書)「昨記之通り今朝と愛次弟を差越くれる、名者荒吉与申候由、年者十七歳之由也」

○(廿二日)「荒吉風邪二而頭痛致難義候由二而下宿を願、夕方遣ス、依之今日西向寺拝参不能也」

○(廿三日)「荒吉今朝者帰候苦二而宿へ参候之処、風邪未疔与無之由二而不帰」

○(廿六日)「荒吉風邪快、夜前帰ル、」当季方岩崎愛次給銀年疋貫久二月式拾五匁、下女民年八百匁二月三拾五匁二致遣ス答二申付候也」

○(八月朔日)「荒吉義兄愛次今朝以来吐瀉二而氣遣敷様子申越候由申出候付、早速見舞二遣ス也、夜も不帰来」

○(二日)「田中榮作来、愛次其後兎角不相勝、腹痛甚敷困り候二付荒吉義今少逗留為致くれ候様瀬平申来候旨申、承届遣ス也」

○(六日頭書)「家来愛次申分兎角疔無之、只今之様子二而者中々当分事二快然も難出来趣二而、田中榮作を以暇を願出、無余儀聞取候故任其意

平次郎の

○(十二日)「田中榮作来、愛次暇遣候二付代り家来之義頼置候処、永野源助弟千代吉、当年十八歳二相成候を世話可致与申、人柄も至而宜敷由二付夫二決する也」

○(十四日)「朝榮作千代吉を連来くれる也、未若年二者候へ共相応二相見ゆる也」

○(同日頭書)「御台所煮方永野源助弟、永野千代吉、寅ノ十八歳ノ右給銀年九百匁二小遣月三十匁ツ、之定也、堀尾家来政次者千代吉兄也」

○(嘉永三年十一月廿九日)「家来千代吉兎角遊歩行、ヤモスレハ行留りを致、用事二差間二相成候義每々有之、是迄度々申聞候へ共不相改、今日も其儀有之候二付緊敷謹之、致下宿候様申聞来ル」

②7

武家奉公人 ふけほうこうにん

近世において、「武家」すなわち幕府や旗本、あるいは諸藩や家臣に奉公する者を総称して武家奉公人と呼ぶ。ただし、請状を作成して半年や一年単位(半季・一季)で抱えられる場合を指すのであって、一時的に雇われるものとは区別するのがふつうである。諸藩の直屬奉公人としては、定軽・小人・中間・小者などが、家臣の抱える家中奉公人としては、若党・中間・小者などがある。そしてそのなかでも、本来戦闘要員である足輕・若党を筆頭とした階層性が存在していた。

兵農分離を経た近世社会では、これら武家奉公人は本来的に農村からの年季奉公人としてしか確保できないものであった。すでに豊臣秀吉は、いわゆる身分統制令(一五九二)において、「唐入り」(朝鮮侵略)をひか

えての、「侍」すなわち若党以下の武家奉公人と、農村の耕作人口を同時に確保しようとする政策をうちだしている。ここに見られるように、農村から武家奉

③2

- 末田每登.....寛政8(1796)奥小姓③83B13
- 文化4(1807)少将様近習詰頭取③80B2
- 文化8(1811)側詰膳番兼③72B18
- 文化11(1814)持弓筒頭/供頭③59B16
- 文政7(1824)中小小姓頭③47A23
- 文政10(1827)大小小姓頭③44B6
- 文政12(1829)用人③42A18(後武田)

- 858)使番③69B7
- 863)新組頭③70B2
- ③237B2
- 岡組③124B5、③89
- 公え相勤家筋③31B9



○朔日、壬戌、晴、又曇、殘熱、醴蒸、「当月予  
御用向月番也、「早朝、弓術稽古三出、例時出動、九時  
過退、「午後、矢野源内入来、此間類置候借用銀相調候旨  
也、「夕、弓術御相手三罷出、今日大橋代之進殿、井松宮  
滝次郎殿、藤原太郎殿御立入初、御罷出候三付出、及挨拶、  
代之進殿、御隨馬簡也、「夜間、戌刻、方亥刻過、掛而度  
地震有之候由也、予者臥而不知

○二日、癸亥、曇、蒸熱甚、当夏以来始而之醴蒸也  
「朝御乘馬并射術へ出、「夕為類御機嫌罷出  
「夕、弓術出、「午後過雨二曇  
「旦那様今日鯨船三而五日市迄御出、夫方石内村江御出、河  
内川三而鵜遣御覽候遊候由也、「幾三郎夜半前、方度々  
吐有之、致難儀候三付松本良伯を迎乞診、格別之義三而も  
無之、余不和方之義、少々暑氣之冒觸も可有之申也

三日  
「周防様後前  
地御前より  
被為人候由也

○三日、甲子、晴、又曇、蒸氣強甚、「朝、素講所  
講釈へ出、夫方出動、夕九時過退、「幾三郎今日者快也、朝之内  
良伯来診、「昨日石内江御出、御氣被為在候由、年魚十五頭  
御分賜被仰付也、「夕、弓術御相手三罷出

六日  
「異言三而改名  
正之助事  
武田大炊殿

○四日、乙丑、晴、殘炎猛烈、「例時出動、九時前退  
「岩崎常介入来、御用向内談也、頗及長話  
「六丁目様方御庭前之梨十五御分賜被仰付也

右大炊殿家系祖父  
何某殿代、迄著

○五日、丙寅、晴、殘炎酷烈、「朝御乘馬并射術出  
「夕為類御機嫌罷出、「夕、炮、御稽古三出

御口捕三而看之処  
夫方御家坊三成、追

○六日、丁卯、晴、殘炎強、「例時出動、九時頃退  
「夕御、弓術御相手与して罷出候、御延引三付罷歸、一森岡方之進  
入来之由也、「松本良伯入来、幾三郎懇快旨申候由也

々立身御取立三相  
成候家之由也、大炊殿

○七日、戊辰、朝、殘暑酷烈、汗流如漿、「麻上着

父每登殿者御用人  
三而、姓も未田与申  
居候由也、珍敷家也

日出頃出仕、御登城前於御昌間御祝詞申上、  
周防様御祝詞於御次三宅、左衛門迄申上、御覽出、五時過  
退出、出備様三着御懷中故御祝詞不申上、「朝、辻清人  
祝詞入来、酒飯出、「午時方渡辺雅登、岩崎常介入来、  
因基、夕取合祝酒を出、暮時各退去也、「夕、幾三郎今門出江  
歌流し三參也

七日  
「朝由良政太郎来

○八日、己巳、晴、殘暑酷烈、「朝、井上市太郎、脇本武兵衛、  
暑氣問安三預候謝旁三行、吉田藤馬江右衛門、夫方山、太八郎殿、  
行、調、近來御、弓術御相手三罷出、不絶親切三示教三預候厚謝を

軍學稽古致度  
由三而内々厚申間候義

有之也

九日

「秋露重女七回

忌二付、西向寺江

備物

銀壹両 經志

精式斗 鉢米

以上

述ル、松本玄順も先達而慈君御病中以來安産後迄度々

預見舞候謝二行、午時前歸ル、「午時為窺御機嫌罷出ル

○九日、庚午、晴、残炎酷烈、「早朝御内密櫓上江出、

相済出勤、九時過退、「岡本主馬殿来儀有之、留守二而

御館江被出、謁ス、「明後日秋露七回忌二付西向寺江備物為持遣、

法事之義相頼

○十日、辛未、晴、残炎強、「例時出勤、九半時頃退、今

朝鼓螺吹打櫓上御見聞被遊、為席詰出ル

○十一日、壬申、晴、残炎酷烈、夜些涼、「已鼓後為窺

御機嫌罷出、「夕松本三珠・渡辺四郎右衛門入来、「夜木野一馬

入来、酒を出、暫話ス、同方於しけ丹羽庄藏妻二縁組之義去ル

六日願濟、表向引越之達も致候由也、「秋露重女七回忌相当二付、

今日西向寺江平次郎代參申付、法事中為相詰、妙慶院へも義純

四七日二付為參也、「夕方茶飯を製し、田中柴作夫婦并久保万治

妻たけ江遣ス、右之者共者秋露格別世話二成候者故也、其外者一円

樽二も不及也

○十二日、癸酉、晴、朝涼風多、午後炎熱如熾、「朝例時

出勤、九時過退、「夕弓術御相手二罷出、「夜一緒内其外之寺々江

平次郎為參、燈を点也

○十三日、甲戌、晴、炎蒸最酷烈、汗如漿、夕方曇

「今日方例年之如御役所休廃也、夕為窺御機嫌罷出、「夜

西向寺・妙慶院へ參、燈を点、寺僧へ壹封宛如例贈る也、其外西蓮

寺・木照寺・興徳寺・興禪寺等江も參ル也、「今朝夜前残之寺々江点

燈二平次郎を遣ス也、「夜蒸熱実二不堪

○十四日、乙亥、曉来微雨、已鼓前方風二成稍甚、未後快

雨、風罷、新涼之意あり、「夕為窺御機嫌罷出

○十五日、丙子、晴、蒸意強、「朝御弓御相手与して

罷出ル、「夕為窺御機嫌罷出ル、「夜慈君・家小・幾三郎

西向寺・妙慶院・興徳寺江參ル、留守中夷五郎を頼置也、

「夜前煮燈籠点しに平次郎參らす也

○十六日、丁丑、晴、蒸氣強、「朝例時出勤、九時頃退、

「家来永野平次郎義去ル弘化四年未年分毎夜方召抱、当年

二而九ヶ年相勤候得共、菟角平白心得振熟与無之、猶此度甚心

得違之儀有之候二付、不得止今日暇遣ス也、田中柴作を以申付ル、

「右之通二而家来差固候故、妙慶院へ參申不能也、「夕堀尾眠石

入来、平次郎暇之義堪忍者出来申間敷哉之旨咄有之候得共、

不得已趣意を申、及断也、有合之酒を出、困某

十二日  
処暑節

七月 小

○朔日、壬戌、晴れ又曇り。残熱。酷蒸。「当月予御用向き月番也。」「早朝弓術稽古に出る。」「例時出勤、九時過ぎ退く。」「午後矢野源内入来。此の間頼み置き候借用銀相調い候旨也。」「夕弓術お相手に罷り出る。」「今日大橋代(大)之進殿並びに松宮滝次郎殿息藤太郎殿お立ち入り初めて罷り出られ候に付き出でて挨拶に及ぶ。代(大)之進殿はお騎馬筒也。」「夜前戌刻より亥刻過ぎへ掛け兩度地震これ有り候由也。予は臥(ふ)して知らず。」

○二日、癸亥、曇り。蒸熱甚し。当夏以来始めての酷蒸也。

「朝御乗馬並びに炮術へ出る。」「夕御機嫌窺いの為め罷り出る。」

「夕弓術へ出る。」「午後過雨一曇(いっしょう)。」

「旦那様今日鯨船にて五日市迄お出で。夫れより石内村へお出で、河内川にて鶴遣い御覽遊ばされ候由也。」「幾三郎夜半前より度々

吐(と)これ有り。難儀致し候に付き松本良伯を迎え診を乞う。格別の義にても

94頁

これ無し。全く不和よりの義、少々暑気の冒触もこれ有るべしと申す也。

○三日、甲子、晴れ或いは曇り。蒸気強き甚し。」「朝素読所

講釈へ出る。夫れより出勤。夕九時過ぎ退く。」「幾三郎今日は快也。朝の内良伯来診。」「昨日石内へお出で、御胤在らせられ候由。年魚(あゆ)十五頭御分賜(ぶんし)仰せ付けらる也。」「夕弓術お相手に罷り出る。」

【頭書】三日、「周防様夜前地御前辺より入らせられ候由也。」

○四日、乙丑、晴れ。残炎猛烈。」「例時出勤、九時前退く。」

「岩崎常介入来。御用向き内談也。頗る長話に及ぶ。」

「六丁目様よりお庭前の梨子十五御分賜仰せ付けらる也。」

○五日、丙寅、晴れ。残炎酷烈。」「朝御乗馬並びに射術へ出る。」

「夕御機嫌窺いの為め罷り出る。」「夕炮術稽古に出る。」

○六日、丁卯、晴れ。残炎強し。」「例時出勤、九時頃退く。」

「夕お弓お相手として罷り出で候处御延引に付き罷り帰る。」「森岡万之進入来の由也。」「松本良伯入来。」「幾三郎愈々快旨申し候由也。」

【頭書】六日／「思し召しにて改名／ 正之助事／ 武田大炊(おおい)殿／右大炊殿家は祖父何某(ながし)殿代迄はお口捕りにてこれ有る处、夫れよりお次坊に成り、追々立身お取り立てに相成り候家の由也。大炊殿父每登殿は御用人にて、姓も末田と申し居り候由也。珍しき家也。

○七日、戊辰、晴れ。残暑酷烈。汗流漿(しょう)の如し。「麻上下着 日の出頃出仕。御登城前お居間に於いて御祝詞申し上ぐ。

95頁

周防様へ御祝詞お次に於いて三宅吉左衛門迄申し上げ、お奥へ出で、五時過ぎ退出。出衛様には御朦中(もうちゅう) 故御祝詞申し上げず。「朝辻清人 祝詞入来。酒飯出す。「午時より渡辺雅登・岩崎常介入来。 困某。夕取り合い祝い酒を出す。暮れ前各々退去也。「夕幾三郎今門川へ 歌流しに参る也。

【頭書】七日／「朝由良政太郎来たる。軍学稽古致し度き由にて内々厚く申し聞き候義これ有る也。

○八日、己巳、晴れ。残暑酷烈。「朝井上市太郎・脇本武兵衛へ 暑気問安に預り候謝(しや) 旁々に行く。吉田藤馬へ右同断。夫れより山下太(多) 八郎殿へ 行き、謁す。近來お弓お相手に罷り出で、絶えず親切に示教に預り候厚謝を 述べる。松本玄順も先達て慈君御病中以來安産後迄度々

見舞いに預り候謝に行く。午時前帰る。「午時御機嫌窺いの為め罷り出る。

○九日、庚午、晴れ。残炎酷烈。「早朝御内密稽古へ出る。

相済み出勤。九時過ぎ退く。「岡本主馬(しゆめ) 殿来儀これ有り。留守にて お館へ出られ、謁す。「明後日秋露七回忌に付き西向寺へ備え物持たせ遣わし、 法事の義相頼む。

【頭書】九日／「秋露童女七回忌に付き西向寺へ備え物／銀壹両 経志／精式斗 鉢米／ 以上

○十日、辛未、晴れ。残炎強し。「例時出勤、九半時頃退く。今

96頁

朝鼓螺(こら) 吹き打ち稽古前御見聞(見分力) 遊ばされ、席詰めのため出る。

○十一日、壬申、晴れ。残炎酷烈。夜些か涼。「巳鼓後御機嫌

窺いの為め罷り出る。「夕松本三珠・渡辺四郎右衛門入来。「夜木野一馬 入来。酒を出し、暫く話す。同方於しげ丹羽庄藏妻に縁組みの義去る

六日願い済み、表向き引越しの達しも致し候由也。「秋露童女七回忌相当に付き、

今日西向寺へ平次郎代参申し付け、法事中相詰めさす。妙慶院へも義純